

街と町をつなぎ豊かさをつむぐ  
たはらガーデンシティの実現に向けて  
(提言)

田原市の都市計画の基本方針等検討委員会

平成27年3月

## 目 次

はじめに	1
1 都市計画マスタープラン見直しのポイント	2
2 提言	9
（1）田原市が目指すコンパクトシティ	9
（2）中心拠点【田原市街化区域（中心部）】	10
（3）市街地拠点【福江市街地・赤羽根市街地】	12
（4）産業集積拠点【田原市街化区域（臨海部）】	14
（5）市街化調整区域【中心集落生活拠点・集落拠点・集落環境保全エリア】	15
（6）観光・交流拠点【伊良湖地区】	18
（7）幹線道路・公共交通ネットワーク	19
（8）地震・津波等災害に強い都市づくり	24
（9）地域別構想	27
（10）その他（現行マスタープランの点検及び改定体制）	29
参考資料	
□策定の経過	31
□田原市の都市計画の基本方針等検討委員会設置要綱	34
□田原市の都市計画の基本方針等検討委員会名簿	36
□データ集	39

# はじめに

都市計画マスタープランとは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に規定された市町村の都市計画に関する基本的な方針とされ、平成 21 年 3 月に策定された田原市都市計画マスタープラン（以下、「現行マスタープラン」という。）は、全市域を対象とした全体構想と市域を 4 地域に区分した地域別構想により定められている。

都市計画を実現するには、非常に長い年月を要するものであり、その実現に向けた道のりはまだ道半ばではあるが、現行マスタープランを策定した以後、様々な社会情勢の変化が起きた。

1 つ目は、人口減少時代が本格的に到来することが確実となり、市内で起こりうる課題に真摯に向き合って検討が必要となってきたこと、2 つ目は、東日本大震災による甚大な被害は、私たちが予測していた従来の想定よりも甚大な被害をもたらしたことから、今一度、災害に強いまちづくりの視点から田原市の都市構造を根底から見直す必要が生じてきたことである。

本検討委員会は、それら社会情勢の変化に的確に対応するため、田原市の都市構造を総点検し、現行マスタープランに対する見直しの提言を取りまとめた。

本提言がきっかけとなり、将来訪れるであろう危機感を市民が共有するとともに、その課題に対し対応すべき施策を随所に反映されることを強く期待するものである。

平成 27 年 3 月

田原市の都市計画の基本方針等検討委員会  
委員長 海道 清 信

# 1. 都市計画マスタープラン見直しのポイント

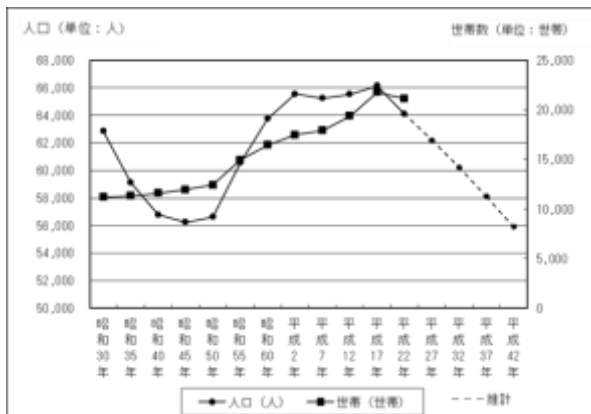
## (1)人口減少時代に対応した都市づくり

### ○本格的な人口減少・超高齢化社会への対応

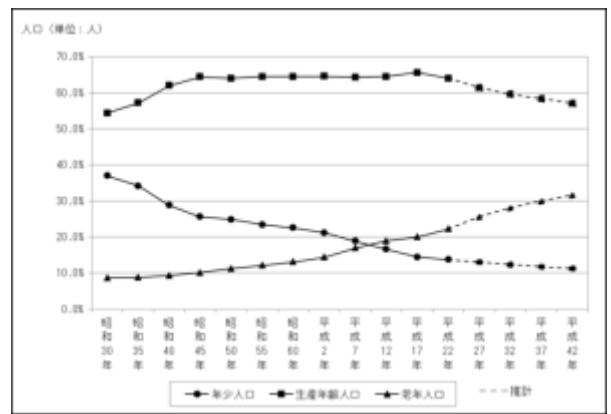
日本は2008年をピークに人口減少局面に入り、2050年には、人口が1億人を割り込み、約9,700万人になると推計されている。ある一部の民間機関からは、自治体が一部消滅するとの指摘もされている。

人口が減少することは、その地域で生活するために必要なサービスが失われ、人がそこに住むことが困難となる。この田原市においても人口減少問題は避けられない事実であり、平成22年国勢調査では、田原市の人口・世帯数がともに減少に転じた。

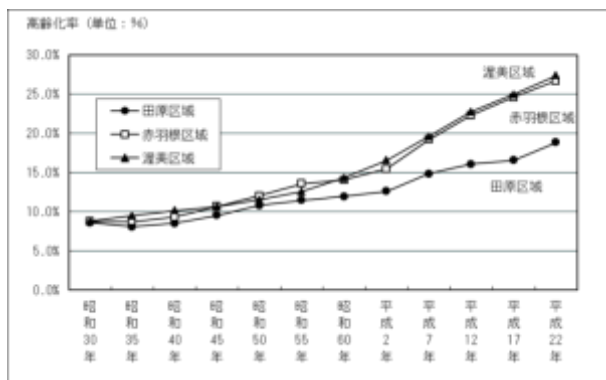
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、田原市は、約20年後の平成42年には人口は56,000人(平成22年と比べ12.5%減)になると推計され、そのうち、生産年齢人口は、約9,000人(平成22年と比べ22%減)減少する一方、65歳以上の老年人口は、約3,400人(平成22年と比べ24%増)増加し、市全体の総人口における老年人口の割合は30%を超えることが推計されている。



■人口・世帯数の推移と将来推計  
(推計は国立社会保障・人口問題研究所)



■3階層別人口の推移と将来推計  
(推計は国立社会保障・人口問題研究所)



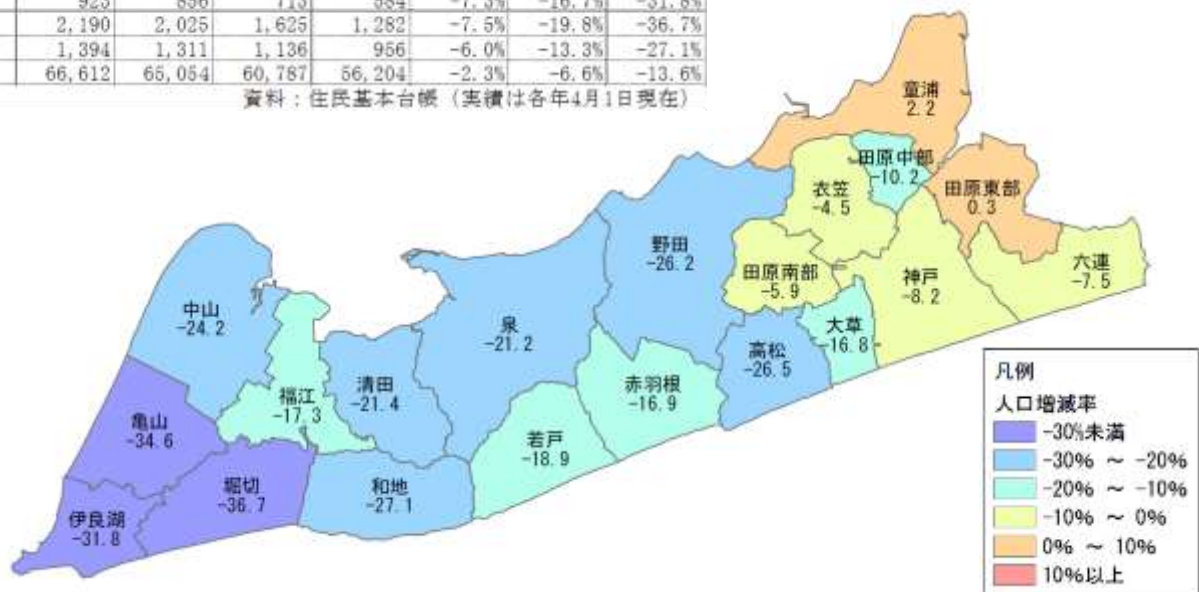
■区域別老年人口(65歳以上)比率の推移

すでに、渥美半島の西部（旧渥美町及び旧赤羽根町区域）では、平成 22 年時点で高齢化率が 25%を超えており、4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者である時代を迎えている。

また、校区別人口推計によると、平成 47 年には、平成 26 年の人口に比べ 30%以上減少する校区も見られ、その傾向は高齢化率と同様、渥美半島西部で大きくなっている。

小学校区	実績（人）		推計値（人）		変化		
	H21年	H26年	H37年	H47年	増加率		
					(H21～ H26)	(H26～ H37)	(H26～ H47)
六連	1,814	1,774	1,706	1,641	-2.2%	-3.8%	-7.5%
神戸	6,751	6,731	6,529	6,178	-0.3%	-3.0%	-8.2%
大草	1,335	1,300	1,212	1,082	-2.6%	-6.8%	-16.8%
田原東部	3,970	4,042	4,112	4,056	1.8%	1.7%	0.3%
田原南部	1,449	1,598	1,561	1,503	10.3%	-2.3%	-5.9%
童浦	7,001	7,001	7,037	7,153	0.0%	0.5%	2.2%
田原中部	6,831	6,770	6,535	6,079	-0.9%	-3.5%	-10.2%
野田	3,515	3,316	2,854	2,448	-5.7%	-13.9%	-26.2%
衣笠	6,003	5,921	5,780	5,657	-1.4%	-2.4%	-4.5%
高松	1,690	1,599	1,385	1,175	-5.4%	-13.4%	-26.5%
赤羽根	2,570	2,488	2,298	2,068	-3.2%	-7.6%	-16.9%
若戸	1,920	1,852	1,667	1,501	-3.5%	-10.0%	-19.0%
泉	4,006	3,813	3,414	3,006	-4.8%	-10.5%	-21.2%
清田	2,446	2,360	2,113	1,856	-3.5%	-10.5%	-21.4%
福江	4,458	4,333	3,969	3,584	-2.8%	-8.4%	-17.3%
中山	5,047	4,777	4,182	3,619	-5.3%	-12.5%	-24.2%
亀山	1,299	1,187	959	776	-8.6%	-19.2%	-34.6%
伊良湖	923	856	713	584	-7.3%	-16.7%	-31.8%
堀切	2,190	2,025	1,625	1,282	-7.5%	-19.8%	-36.7%
和地	1,394	1,311	1,136	956	-6.0%	-13.3%	-27.1%
計	66,612	65,054	60,787	56,204	-2.3%	-6.6%	-13.6%

資料：住民基本台帳（実績は各年4月1日現在）



■校区別人口推計（H26⇒H47） 数字は増減率（単位：％）

## ○半島の広範囲に薄く広がる居住者への対応

田原市の総人口のうち、6割強の市民は集落単位でまとまりながら暮らし、半島の広範囲に広がっている。田原市は第1次産業就業者の比率が約3割と全国平均に比べ高く、生産地と一体となった農業集落が形成されている特徴が見られる。

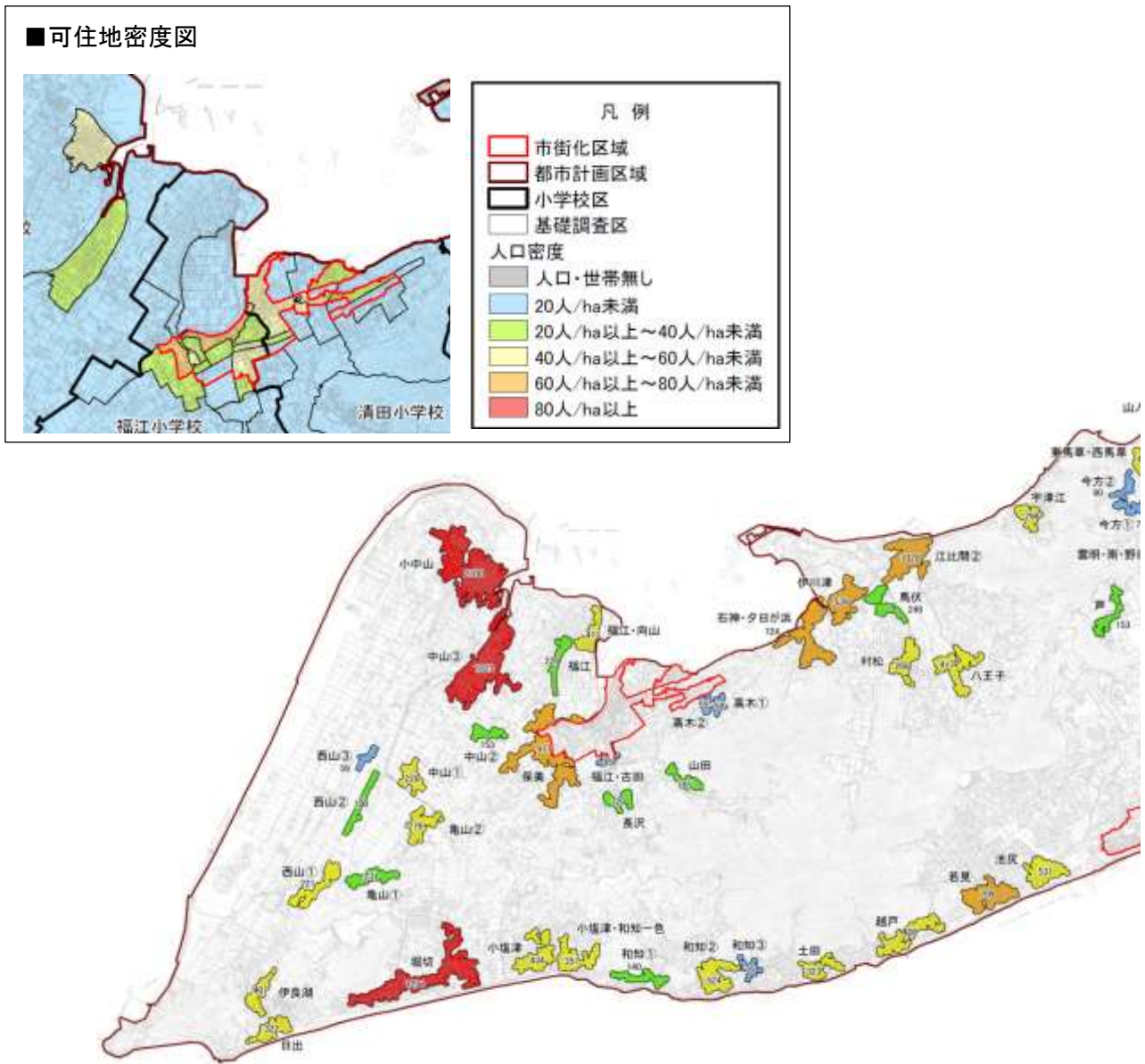
なお、市内の農業集落（浦・中山・小中山等）の中には可住地人口密度が福江市街地と変わらない規模を有した集落も存在する。

■産業大分類別就業者数の推移

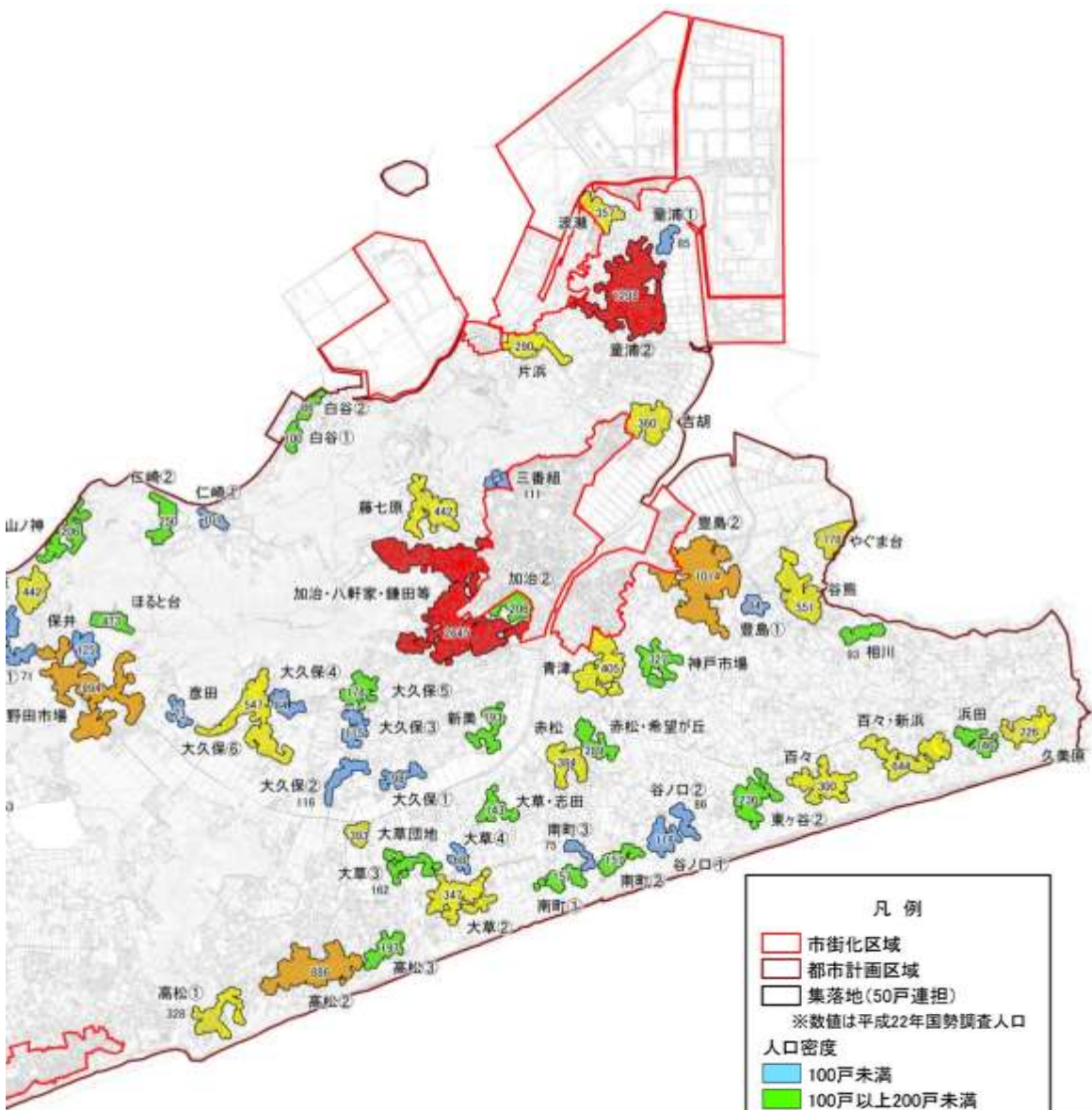
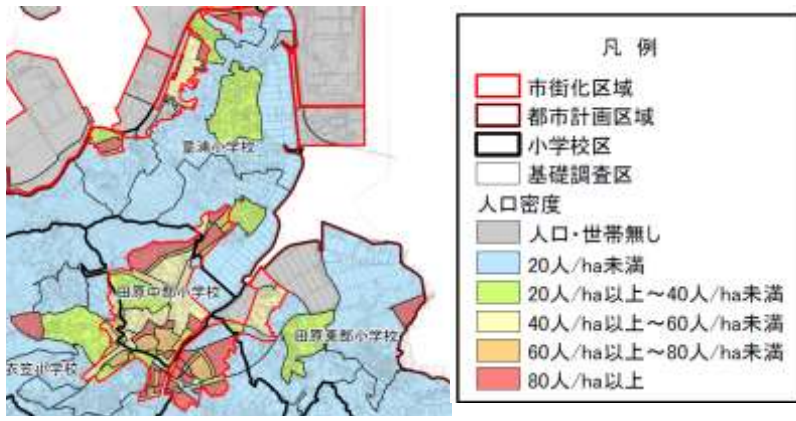
	田原市				全国			
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
	45.1%	22.2%	32.7%	100.0%	10.9%	33.6%	55.5%	100.0%
昭和60年	15,282	9,057	12,322	36,661	5,412,193	19,334,215	33,444,306	58,190,714
	41.7%	24.7%	33.6%	100.0%	9.3%	33.2%	57.5%	100.0%
平成2年	14,822	10,148	13,160	38,130	4,391,281	20,548,086	36,421,356	61,360,723
	38.9%	26.6%	34.5%	100.0%	7.2%	33.5%	59.4%	100.0%
平成7年	14,169	10,016	14,479	38,664	3,819,849	20,247,428	39,642,059	63,709,336
	36.6%	25.9%	37.4%	100.0%	6.0%	31.8%	62.2%	100.0%
平成12年	13,837	10,590	14,881	39,308	3,172,509	18,571,057	40,484,679	62,228,245
	35.2%	26.9%	37.9%	100.0%	5.1%	29.8%	65.1%	100.0%
平成17年	13,502	11,740	15,169	40,411	2,965,791	16,065,188	41,328,993	60,359,972
	33.4%	29.1%	37.5%	100.0%	4.9%	26.6%	68.5%	100.0%
平成22年	10,935	10,058	14,830	35,823	2,381,415	14,123,282	39,646,316	56,151,013
	30.5%	28.1%	41.4%	100.0%	4.2%	25.2%	70.6%	100.0%

(資料：国勢調査、単位：上段は人、下段は%)

■可住地密度図



■可住地密度図



■集落規模別区分図

## ○市街地拠点づくりへの対応

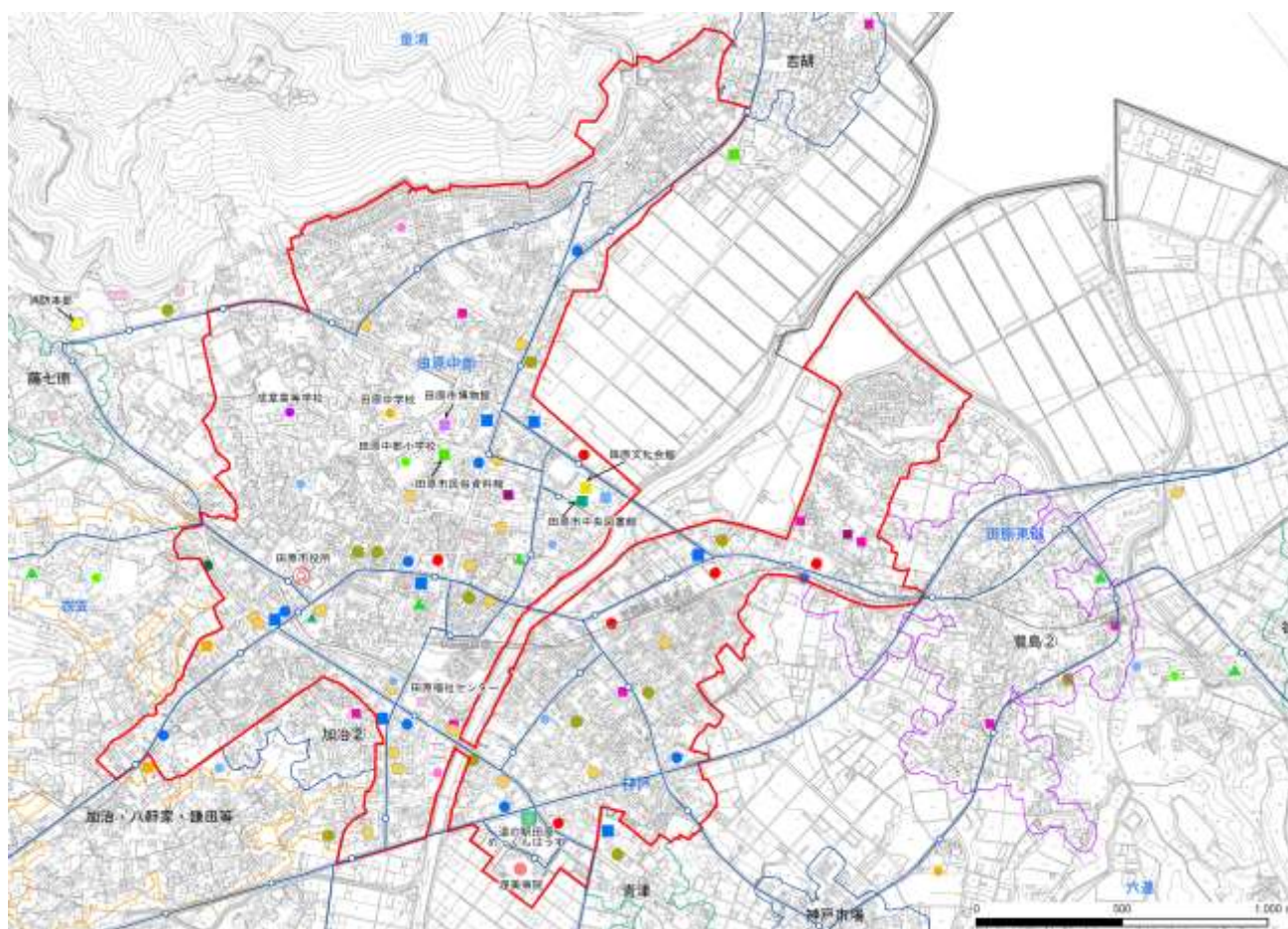
田原市の市街化区域面積は市域面積の約 9%で、工業用途（工業地域、工業専用地域）を除くと約 3.5%と小さな市街地であるが、その市街地の中に、商業施設や病院等の都市機能施設が集積している。

### ■市街化区域別（面積・人口比率）

区 分	面積 (ha)	割合 (%)	人 口 (人)	割合 (%)
田原市街化区域（中心部）	360.0	21.0	14,477	61.5
田原市街化区域（臨海部）	1,149.0	67.0	3,344	14.2
赤羽根市街化区域	73.0	4.3	1,901	8.1
福江市街化区域	133.0	7.8	3,799	16.2
市街化区域計	1,715.0	9.1	23,521	36.7
市街化調整区域	17,166.0	90.9	40,598	63.3
田原市合計	18,881.0	100.0	64,119	100.0

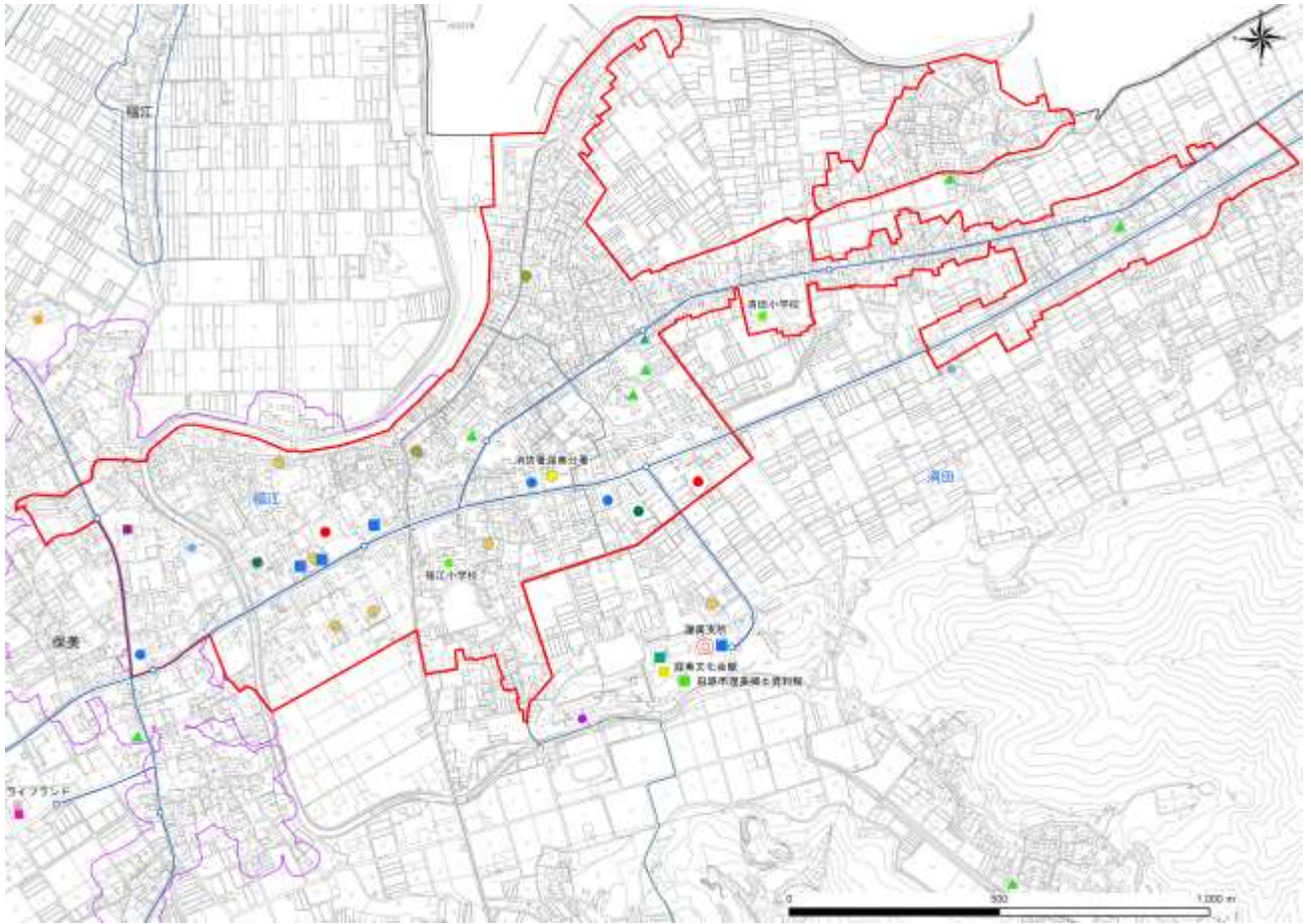
（資料：平成 23 年度都市計画基礎調査）

### ■都市機能施設位置図



田原市街化区域（中心部）





福江市街化区域



赤羽根市街化区域

凡	例
世帯	公共施設
50世帯以上～100世帯未満	市役所
100世帯以上～200世帯未満	官公庁施設
200世帯以上～500世帯未満	体育館
500世帯以上～1,000世帯未満	博物館
1,000世帯以上	図書館
教育施設等	文化会館
幼稚園	資料館
小学校	公民館・市民館等
中学校	消防本部及び分署
高等学校	道の駅
保育園等	福祉施設
金融機関	住居系福祉施設 (有料老人ホーム、グループホーム等)
郵便局	デイサービス
銀行	その他福祉施設
医療施設	市街化区域界
内科等	旧行政界
その他医療施設	小学校区域界
小売店舗	バス停
スーパーマーケット等(1000m以上)	バス路線
スーパーマーケット	鉄道路線
コンビニ	幹線道路

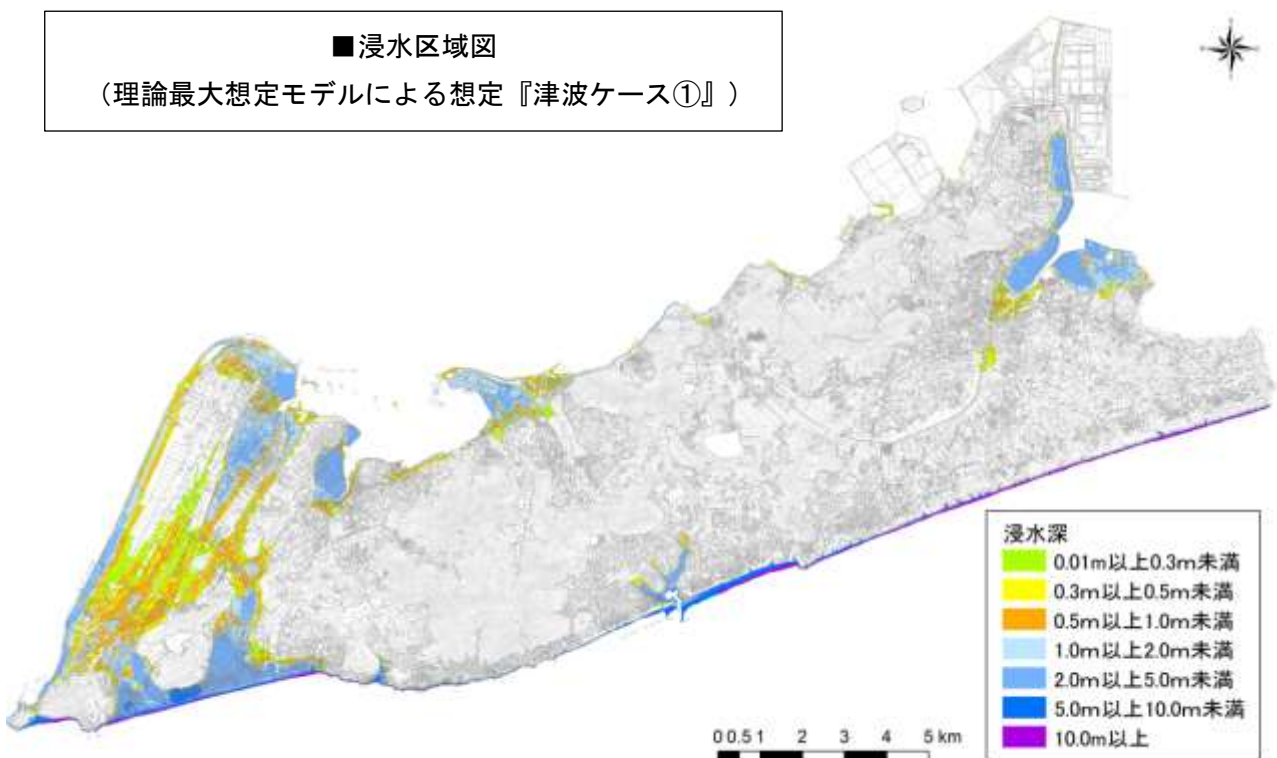
## (2)地震・津波被害等を想定した都市づくり

### ○発生が危惧されている巨大地震への対応

田原市では、東海地震・東南海地震・南海地震の発生が危惧されており、常時から災害に強いまちづくりに取り組んでいるが、東日本大震災による甚大な被害の発生は、田原市の防災対策を根底から見直す必要性を生じさせた。

愛知県防災会議が、平成 26 年 5 月に公表した南海トラフ巨大地震に対する田原市の被害想定では、理論上最大想定モデルで、最大震度 7、最大津波高 21m、浸水面積 3,145ha、死者数 1,500 人という数値であり、津波による浸水では、田原中心部の汐川沿いや福江市街地の沿岸部、半島先端部など広範囲にわたり被害が予想されている。

また、建築物の被害としても、最大で全壊が約 12,000 棟に及び、中でも揺れによる被害が約 9,700 棟で全体の約 8 割を占めるほか、火災で約 1,100 棟、浸水・津波で約 800 棟の全壊が予測されている。



資料：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果

## 2. 提言

### (1)田原市が目指すコンパクトシティ

- ・田原市が目指すコンパクトシティとは、中心拠点に都市機能施設や居住をすべて集約させるのではなく、市街地と集落がその機能を適切に分担しながらネットワークによってつなわれ、それぞれがともに生き続けられる持続可能な都市づくりである。

今、田原市の都市計画マスタープランに求められていることは、人口減少社会においても希望の持てる姿を描くと同時に、単にコンパクトシティを目指すという抽象的な表現でなく、医療・福祉・商業等の都市機能・居住の集約やこれと連携した公共交通のネットワークなど、田原市が目指すべきコンパクトシティの姿を具体的に明らかにする必要がある。

田原市は、田原町、赤羽根町、渥美町が合併してできた経緯から、市街地がそれぞれ旧3町ごとに離れて存在しているとともに、市街地以外に多くの農業・漁業集落が形成されている。

田原市の現状を勘案すると、中心拠点に都市機能施設や居住をすべて集約させることは現実的ではなく、市街地と集落がその機能を適切に分担しながらネットワークによってつながれた姿が望ましい。

また、それぞれの自然、歴史・文化、景観など地域の個性を活かすことができるまとまりを形成し、ともに生き続けられる持続可能な都市づくりを行政及び市民と共有して進めていくべきである。

## (2)中心拠点【田原市街化区域(中心部)】

- ・ 中心拠点は、豊橋市等東三河の他都市との関係性を考慮した多重の生活圏という視点が重要である。
- ・ 中心拠点は、半島全体や他市からの人口の受け皿としての役割を担うべく、居住機能の強化や市街地の質の向上を図ることが重要である。

市全体として持つべき機能（文化機能、教育機能、医療機能など）については、田原市全体で賄うことが望ましいが都市規模からしても困難である。

このため、中心拠点における質の向上を考える上では、豊橋市等東三河の他都市との関係性を考慮した『多重の生活圏』という視点を考慮して、東三河地域における田原市の中心拠点づくりを目指すべきである。

中心拠点は、人口減少社会においても当分は世帯数の増加が見込まれ継続するものと考えられる。また、田原市へ他市からの通勤者の居住地や田原市の中心拠点以外に住む人の受け皿として、居住機能の強化を図るべきである。

一方で、田原市から他市への通勤者が、今後、市外へ転出してしまわないように中心拠点の質の向上を図ることも重要である。

- ・ **中心拠点の活性化を図る上では、鉄道利用を重視すべきであり、市街地整備は鉄道の駅周辺を中心に考える必要がある。**
- ・ **市街化区域内の宅地供給に関しては、空き家及び低・未利用地の活用に取り組んだうえで、それらの活用のみでは宅地需要に対応しきれないと判断された場合には、鉄道利用圏を考慮しつつ、市街化区域の拡大についても検討すべきである。**

今後、中心拠点の活性化・拠点づくりを図る上では、鉄道の利用を重視すべきであり、市街地整備は鉄道駅周辺を中心に考える必要がある。

宅地供給に関しては、現行の市街化区域の中で空き家及び低・未利用地の活用を図ることを優先的に進めるべきである。ただし、中心拠点の低・未利用地の実状としては、まとまった規模では存在せず、接道条件なども良くなく宅地化が進みづらい状況にあることから、接道条件等を改善する施策を検討すべきである。

その上で、空き家や低・未利用地の活用のみでは、宅地需要のスピードに追い付かず、やむを得ず他の方法で対応せざるを得ないと判断された場合には、市街化区域の拡大についても検討すべきである。

上記の考え方にに基づき、市街化区域の拡大候補地について鉄道駅周辺で考えると、中心拠点の東側に隣接して、農振白地地域がまとまった規模で存在している。この土地は、高台のため津波被害のおそれもないことが予測されていることから、拡大候補地としてのポテンシャルは高い。ただし、新市街地の拡大については、空き家及び低・未利用地の活用による宅地化面積を勘案しつつ、拡大規模の妥当性を示すことが重要である。

なお、空き家及び低・未利用地の活用については、老朽度や敷地形状・規模などの基礎的データを揃えた上で、住民のニーズ（世代別）に合わせたマッチングの仕組みを検

討する必要がある。

また、市街化区域を拡大して整備を行う際には、“たはらガーデンシティ”の顔とも言える質の高い住宅地形成を図ることで、地域全体の居住地としての価値を高め、そのことが周辺の空き家や低・未利用地の宅地化進行につながるなど、市街地全体としての魅力向上に寄与するよう配慮すべきである。

### (3)市街地拠点(福江市街地・赤羽根市街地)

#### ■福江市街地

- ・福江市街地は、中心拠点からの距離、都市機能施設の立地状況及び後背人口から、拠点の機能をより集中すべきである。
- ・福江市街地は、半島先端部の中心として、地域の生活を支える拠点づくりを進めるべきである。

福江市街地は、後背人口が多く、公共交通ネットワークでも4つのルートの結節点になっている。市街地内には、内科等の医療施設や1,500 m<sup>2</sup>以上のスーパーマーケット等都市機能施設の集積も一定程度見られることから、拠点としての機能を有している。

その上で、福江市街地は、中心拠点からも距離があり、半島先端部の生活の拠点となっていることから、都市機能施設をより集中させ、半島先端部の生活を支える拠点づくりを進めるべきである。

なお、福祉の拠点として一般的には5千人規模の人口があれば成り立つことを考えると、福江市街地の人口規模が4千人弱であることから、今後人口減少が進めば、今ある福祉の拠点としての機能を失うおそれがあるため、適切な対処が必要である。

#### ■赤羽根市街地

- ・赤羽根市街地は、新たな観光・交流拠点としての役割を高めた拠点づくりを進めるべきである。

赤羽根市街地は、福江市街地と違い、後背人口が少なく、公共交通ネットワークの結節点でもない。また、内科等の医療施設や1,500 m<sup>2</sup>以上のスーパーマーケット等都市機能施設の集積が見られない。

また、中心拠点に近く、日常的な人の動きから見ても中心拠点へのアクセスは比較的容易であることから、今後、周辺地域の生活を支える拠点としての機能をより高めることは現実的ではないと考えられる。

一方、サーファーなどの若者の流入や市街地に近接した所に道の駅があることから、観光・交流拠点としての魅力が高く、伊良湖への通過ルート上の市街地としての役割は高いため、今後は、道の駅との連携を深め、国が進めている『小さな拠点づくり』などを活用しながら、新たな観光・交流拠点としての役割を高めた拠点づくりを進めるべきである。



#### (4)産業集積拠点【田原市街化区域(臨海部)】

- ・産業集積拠点の居住地については、今後は拡大せず、中心拠点への居住を誘導させる取組みを行うべきである。
- ・産業集積拠点は、都市機能施設（生活機能施設）が不足しているため、その対応を検討すべきである。

田原市の中心的な産業集積拠点であり、県下でも有数の工業地帯ではあるが、未だ広大な工業用の未利用地が存在している。企業の立地が進めば、住宅需要も継続するものと想定されるが、今後は、この地域で新たな市街地を整備するのではなく、中心拠点への居住を誘導させる取組みを行うべきである。

一方で、当該地域は、市内で唯一人口が増える傾向であるにも関わらず、ほとんど都市機能施設（生活機能施設）がないため、最低限の都市機能施設の立地への対応を検討すべきである。

## (5)市街化調整区域【中心集落生活拠点・集落生活拠点・集落環境保全エリア】

- ・市街化調整区域が市域面積の 9 割、人口の 6 割を占めている田原市では、市街化調整区域の集落のあり方について検討することも重要であり、集落の将来像や市街地との関わり方を具体的に示すべきである。
- ・市街化調整区域内での居住のあり方を具体的に示す上で、地域別構想は最も重要な計画である。
- ・拠点性の強い集落とコミュニティの維持が困難になる集落について、マスタープランで表現することも必要である。

田原市は、市街化調整区域が市域面積の 9 割、人口の 6 割を占めていることから、市街化調整区域の集落のあり方について検討することも重要であり、集落整備の方針に加えて、将来、市内にある各々の集落人口がどのように推移して、市街地とどのようにつながっていくのかを具体的に示す必要があり、その際、市街化調整区域内での居住のあり方を具体的に示す上で、地域別構想が最も重要である。

現行マスタープランでは、市民館や郵便局のある集落を中心集落生活拠点として位置づけているため、その数も多く、拠点として機能を強化すべき集落かどうか分かりづらい面がある。また、当該施設が無い集落であっても、人口が集積している場合も見られ、「中心集落生活拠点」や「集落生活拠点」は、「生活」と付くとあたかも生活圏の中心であると捉えられがちではあるが、実際は生活圏の中心ではなく、コミュニティの拠点というレベルである。

集落によっては、将来的には消滅してしまう可能性も考えられるため、集落の規模や衰退の度合いにより、集落単位でどのような役割を持たせて維持するかを検討すべきであるが、検討後においては、その時々の変化に合わせて柔軟に対応していくことが重要である。

- ・ 拠点性の強い集落については、市街地を含む階層性の中で、どのような機能が必要であるのかより詳細な検討をすべきである。
- ・ 拠点性の強い集落に対しては、集落の人口を維持するため、新規居住地区、コンビニ等の生活施設地区等の立地を誘導させる地区計画の策定も検討すべきである。
- ・ 民間施設を立地させるために、規制緩和のみでは不十分な場合もあるため、インセンティブの付与についても検討すべきである。

拠点性の強い集落において、集落の人口を維持するため、集落外からの居住者を受け入れる手法として、都市計画法 34 条 10 号（市街化調整区域内地区計画）、同条 11 号等が考えられる。

34 条 10 号に基づく地区計画を活用する場合、集落維持のため外部からの人口を受け入れる新規居住地区のほか、コンビニ等の立地を促進する生活施設地区を合わせて定め、拠点性の強い集落をどのように維持・向上させるかを将来像として明確に示すべきである。なお、コンビニ等の民間施設を立地させるには、規制緩和のみでは不十分な場合もあるため、インセンティブを与える施策についても合わせて検討すべきである。

また、地区計画を策定する際は、可能であれば狭隘道路の拡幅など地区施設の整備についても、地区整備計画に位置づけることが望ましい。

- ・ **コミュニティの維持が困難になる集落については、日用の買い回り品や福祉サービスなどがどこで賄えるのか、車が利用できない高齢者等が公共交通でそこにどのようにして行くのかなど、生活を維持するための現実的な方法を示すべきである。**

コミュニティの維持が困難になる集落を切り捨てるのではなく、住民等に対して適切に対応策を示していくことが重要である。

その際は、市街地拠点や維持する集落等との階層性を示す中で、日用の買い回り品や福祉サービスなどがどこで賄え、車が利用できない高齢者などが公共交通を使ってそこへどのように行くことができるのか、また、路線バスの運行が困難な地域では、行政の補助や住民ボランティアを含めたコミュニティ交通やタクシーなど、きめ細かく公共交通と連携するなど、できるだけ現実的な方法を示すべきである。

## (6)観光・交流拠点【伊良湖地区】

- ・伊良湖地区は、半島全域に交流人口を誘引するための重要拠点として位置づけを強化し、魅力を高める施策を積極的に展開すべきである。
- ・伊良湖周辺などに、観光交流活性化のため、市街化調整区域の開発行為の緩和や二地域居住<sup>※</sup>等の施策についても検討すべきである。

市全体の観光入込客数は、この 20 年間でほぼ半分に減少しており、特に伊良湖周辺の落ち込みが著しい。伊良湖地区は渥美半島の先端に位置し、当該地区の魅力を重点的に底上げすることは、半島全域に交流人口を誘引することが期待できる。さらに、交流人口が増えれば、集落単位では維持できない日常生活を支えるコンビニやガソリンスタンドなどのサービス維持にも貢献することになる。

そのため、伊良湖地区を観光・交流拠点としての位置づけを強化して、積極的な施策を展開することが重要であるとともに、伊良湖地区における観光のコンセプトを明確に打ち出し、民間活力の導入を後押しすべきである。

現行法制度で観光関連施設は立地することが可能だが、それ以外の都市的土地利用（居住等）は厳しく制限されている。観光交流の活性化のためには、二地域居住<sup>※</sup>のための住宅地等の開発を許容することも考えられることから、伊良湖周辺などに、都市計画法 34 条 10 号や 11 号、優良田園住宅といった緩和策についても検討すべきである。

---

<sup>※</sup> 都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らす生活様式。

## (7)幹線道路・公共交通ネットワーク

### ■幹線道路ネットワーク

- ・通勤圏として、1時間圏内であれば生活の場として成り立つことを考えると、半島の先まで渥美半島縦貫道路等を通し、医療や福祉といった施策を合わせ、定住につなげるべきである。

豊橋市とのネットワークの主軸である国道 259 号、(主)豊橋渥美線の混雑率が高く、広域連携に支障をきたしている。また、渥美地域の緊急現場から病院までの到達時間は、20～40 分が最も多く、緊急搬送の面からも支障をきたしており、渥美半島全体としての東西軸が弱い。

通勤圏として、1時間圏内であれば生活の場として成り立つことを考えると、半島の先まで渥美半島縦貫道路等を通すことは、選択可能な定住地の範囲が大幅に広がるとともに、医療や福祉のサービス圏の拡大も期待できるため、半島全体の都市構造を大きく変えることになる。

ただし、半島西部の方が仮に延伸したとしても、臨海工業地帯等の部分改良が進まない限り混雑は解消されないため、田原市だけでなく豊橋市を含めた道路整備が必要である。

- ・渥美半島縦貫道路のルートについては、田原中心市街地と赤羽根・福江市街地との関係性や医療、物流、防災的な観点を考慮して検討すべきであり、特に拠点性を考慮した場合、福江市街地付近まで伸ばすのが望ましい。

渥美半島縦貫道路については、ルートが未定となっていることは問題である。

渥美半島縦貫道のルートについては、田原中心市街地と赤羽根や福江の市街地との関

係性のほか、救急搬送時間の短縮、農作物を含む物流機能の強化、安全な緊急輸送道路の確保など、整備によって得られる効果を鑑みれば、福江市街地付近まで伸ばすのが望ましい。

ただし、今後、人口減少社会に向かう現状からすると、さらに需要が減り実現化が難しくなってしまうことが予測されていることから、早期実現に少しでも近づけていくべきである。

- ・ **渥美半島縦貫道路、伊勢湾口道路（構想）については、今後おおむね 20 年の間に整備される見込みは極めて低いため、現時点では、国道等の幹線道路網を基本にネットワークを構成すべきである。**
- ・ **今後の都市構造に大きなインパクトを持つことから国・県等関係機関に強く整備を働きかけるべきである。**

都市計画マスタープランの目標は概ね 20 年後を見据えているが、渥美半島縦貫道路や伊勢湾口道路（構想）が、計画期間内に整備される見込みは極めて低い。

そのため、長期的に渥美半島縦貫道路や伊勢湾口道路（構想）が整備されることを念頭に置きながらも当面は、内海の軸と表浜の軸を中心に、既存の国道等の幹線道路網を活用したネットワークを構成すべきである。

渥美半島縦貫道路、伊勢湾口道路（構想）は、半島全体の活力維持や災害時の安全確保などに大きく貢献することが期待されるなど、今後の都市構造に大きなインパクトをもたらすことは確実であるため、国・県などの関係機関に対して、早期整備を促進するよう強く働きかけるべきである。

ただし、ルートを検討する際には、景観、自然環境、文化などへの配慮も必要である。

- ・都市計画道路に関しては、南北軸の路線は必要である。東西軸の路線については、必要性を検討すべきである。
- ・都市計画道路の具体的な検討に当たっては、既存の道路との役割分担や利用頻度の想定を考慮した上で、時間短縮や利便性の向上、防災機能の強化等が見込まれない場合は廃止することも考えられる。

#### <基本的考え方>

田原中心市街地と国道 42 号、主要地方道豊橋渥美線等とを結ぶ南北方向の路線は基本的には必要と考えられる。

#### <決定済み都市計画道路>

既に都市計画されている都市計画道路については、特に市街化調整区域内で未整備区間が多い。また、決定済みの都市計画道路の傍には、既に代替機能を有した現道も見られることから、既存の道路との役割分担や利用頻度の想定を考慮した上で、時間短縮や利便性の向上、防災機能の強化等が見込まれない場合は廃止することも考えられる。

#### <新規都市計画道路>

伊勢湾口道路（構想）への接続を意識した新規都市計画道路については、具体的にインターチェンジ設置場所や整備の時期等が明らかになった段階で検討することが望ましい。





図 都市計画道路及び将来道路ネットワーク図

## ■公共交通ネットワーク

- ・都市計画マスタープラン改定においては、地域公共交通戦略計画との整合を図り、公共交通ネットワークのあり方を含めて、市街地や集落などの将来ビジョンを示す必要がある。

平成25年12月に「地域公共交通活性化再生法」が改正され、これまで民間事業者の事業運営に任せていた従来の枠組みから脱却し、これからは地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して、面的な公共交通ネットワークを再構築すべきとされた。

田原市の公共交通分担率は2.1%と低く、ほとんどの移動が自動車に依拠しているが、車の運転ができないような人々への支援としてバスなどの公共交通を配置していくことは重要である。

都市計画マスタープランの改定において、公共交通ネットワークのあり方を含めて、市街地や集落などまちづくりと連携した将来ビジョンを示す必要がある。

## (8)地震・津波等災害に強い都市づくり

- ・津波浸水エリアでの定住は、長期的には避ける方向で土地利用計画を立案することが望ましい。
- ・災害危険性の特に高い地域については、ゆるやかな移転誘導や、発災後の復興なども視野に、土地利用のあり方を含めた将来ビジョンや具体的な対策等を検討すべきである。
- ・堀切地区をモデル地区として位置づけ、そこでの取組みを市域全域へ展開すべきである。
- ・災害の危険な地域で、特にコミュニティの維持が困難となると想定される集落は、補助制度を導入するなど自発的な移転を促進する仕組みも考えるべきである。
- ・浸水深等災害のレベルに応じ、敷地のかさ上げや基礎構造に一定の基準を設けるなど安全を確保する方策の検討を行うべきである。

発生が危惧されている巨大地震への対応として、津波被害が危惧されている地域については、短期的に、命山や建物構造の強化（耐震化、不燃化、空き家対策等）など、安全に避難場所まで逃げられる体制づくりに取り組むべきである。

また、長期的には、津波想定区域について、敷地のかさ上げや基礎構造に一定の基準を設けるなどの安全対策を検討するとともに、津波被害が大きいと想定されている既成市街地や集落に対しては、ゆるやかな移転誘導も考えられるが、その際、住民の危機意識の度合いや移転するための条件などを個々に精査する必要がある。

今後は、発災後の復興なども視野に入れ、移転先や仮設住宅用地となる土地の確保など、土地利用のあり方を含めた具体的な対策を検討すべきである。まずは、堀切地区に

ついて検討し、モデル地区として位置づけ、地区住民等と行政が一体となって、将来ビジョンづくりに取り組み、市全域へ展開すべきである。

**・伊勢湾口道路や渥美半島縦貫道路については、命の道としても機能することから国・県に対し引き続き強く要望すべきである。**

田原市内で指定されている第1次、第2次緊急輸送道路は、海岸沿いに配置されているため、津波による分断のおそれがあり、緊急輸送道路を担う側面からも高規格道路の整備が望まれている。

また、これら高規格道路には、緊急搬送にかかる時間短縮の効果も見込まれることから、「命の道」としての機能を担うことを念頭に置きつつ、引き続き国・県に強く要望すべきである。

**・防災的観点から、半島先端部の津波浸水エリアに住む住民の移転先については、長期的な視野に立って、福江市街地などでの受け入れを検討すべきである。**  
**・災害時の仮設住宅用地については、仮住まいから定住することもあることを視野に入れて土地の確保を検討すべきである。**

堀切地区をはじめ半島先端部の広範囲にわたり津波被害が想定されていることから、津波浸水エリアに住む住民の移転先を長期的な視野に立って、福江市街地などに確保することを検討すべきである。

津波浸水エリアは福江市街地内にも存在するため、そうしたエリアからの移転も考えられるが、既存市街地の街なみとしての資産価値が落ちたり、移転を機に福江にとどまらず、田原中心市街地等が選択されることにより半島先端部の衰退を招くおそれもあるため、慎重に検討すべきである。

さらに、福江市街地の浸水エリアについて逆線引きを検討することも考えられるが、その場合には、逆線引きした後の土地利用やそこに居住している人の移転に際しての方策等を示す必要がある。

なお、移転の受け入れ先として、渥美支所北側周辺を市街化区域に編入することも考えられる。

また、災害時の仮設住宅用地の確保についても検討すべきであり、その際は、災害が起こった場合にその土地で仮住まいをし、そのまま定住することもあることを視野に入れて検討すべきである。

## (9)地域別構想

- ・市街化調整区域内居住のあり方を具体的に示す上で、**地域別構想は最も重要な計画である。(再掲)**
- ・**集落間の関係や集落と市街地との関係性を旧 3 町単位で示した上で、その下に集落の中身の見える計画を位置づける 3 層構造の構成が望ましい。**
- ・**集落の中身が見える計画は、小学校区くらいの規模で住民が主体で策定することが望ましい。**
- ・**津波防災の観点からすれば、表浜と内海で区分することが望ましいことから、テーマ毎に適切な区分にて策定することも考えられる。**

地域別構想策定の意義や目的をどう考えるか、また、それを踏まえて地域区分をどのように設定すべきかが重要である。

市街化調整区域の集落に多くの住民が生活する田原市において、今回の見直しでは、今後の人口減少社会の中で集落における居住のあり方（田原型のコンパクトシティ）を具体的に示すことが肝要であり、そのようなことへの対応を意識したマスタープランとするならば、地域別構想が重要となる。

そのため、集落間の関係や集落と市街地との関係などを現行マスタープランの地域区分程度のスケールで示した上で、その下に集落の中身の見える計画を位置づける 3 層構造の構成が望ましい。そのような点から、現行マスタープランの 4 区分より旧町単位の 3 区分の方が適切であり、集落の中身が見える計画とする際は、全ての校区に義務付けるかは別として、小学校区程度の単位で区分すべきである。なお、策定手法としては、テーマによりその手法は異なるが、集落の中身の見える計画については、住民の意識や関心を高め、住民の自発的活動を誘発させるため、住民が主体となって策定することが

望ましい。

しかしながら、津波防災など広域的な観点から見れば、現行マスタープランの地域区分のように、表浜と内海で区分することが望ましいことから、区分については、テーマ毎に適切な区分を行い、分かりやすく方針を策定することも考えられる。

## (10) 現行マスタープランの点検及び改定体制

- ・都市計画マスタープランの見直しのポイントを踏まえ、現行マスタープランの十分な評価を行うべきである。
- ・その際、改定において変わる部分と変わらない部分を明らかにし、変える必要がある部分について十分な議論ができる体制とすべきである。

都市計画マスタープランの見直しのポイントである『人口減少時代に対応した都市づくり』や『地震・津波被害を想定した都市づくり』を踏まえ、現行マスタープランの評価を行うべきである。その際、改定のポイントに関連して変える必要のある部分を明らかにし、その部分について別途設置される改定委員会において、十分な議論が行える体制とすべきである。

なお、上記ポイント以外で改定する部分については、庁内で調整を行い、必要に応じてその結果を改定委員会に諮ることが望ましい。





## 参 考 资 料

## □策定の経過

### ●平成 26 年 7 月 10 日

田原市の都市計画の基本方針等検討委員会設置要綱

### ●平成 26 年 9 月 25 日 第 1 回検討委員会（田原市役所）

- 議事（1）都市計画マスタープランの改定体制について
- （2）都市計画の基本方針の取りまとめ事項について
- （3）都市づくりの主要課題について
- （4）専門部会の検討内容及び進め方について

### ●平成 26 年 10 月 15 日 専門部会（テーマ 1）開催（田原市役所）

議事（1）防災と土地利用について

### ●平成 26 年 10 月 30 日 専門部会（テーマ 2）開催（豊橋技術科学大学）

議事（1）渥美半島の道路ネットワークの検討について

### ●平成 26 年 11 月 11 日 専門部会（テーマ 2）開催（豊橋技術科学大学）

議事（1）拠点及び広域幹線について

### ●平成 26 年 11 月 27 日 専門部会（テーマ 1）開催（名城サテライト）

- 議事（1）市街地拠点のあり方について
- 議事（2）平成 47 年を見据えたその他の拠点のあり方について

### ●平成 26 年 12 月 24 日 第 2 回検討委員会（田原市役所）

- 議事（1）検討論点の整理
- 議事（2）都市の拠点、集落の拠点等拠点ごとの将来イメージ
- 議事（3）今後の個別議論の内容について

### ●平成 27 年 2 月 9 日 専門部会（合同）開催（田原市役所）

- 議事（1）田原市における都市づくりの理念
- 議事（2）基本方針の視点・論点について（土地利用計画）

### ●平成 27 年 2 月 25 日 専門部会（合同）開催（田原市役所）

- 議事（1）地域別構想のあり方、市街化調整区域のまちづくり
- 議事（2）渥美半島全体の道路ネットワークのあり方（高規格道路・都市計画道路）
- 議事（3）第 5 回のまとめと再検討
- 議事（4）田原市都市計画マスタープラン見直しに関する提言（案）について

●平成 27 年 3 月 20 日 第 3 回検討委員会（田原市役所）

議事（1）検討委員会からの提言（案）について

## □田原市の都市計画の基本方針等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 おおむね20年後の将来を見据えた田原市の都市計画の基本的な方針・方向性等(以下「基本方針等」という。)に関する事項を検討することを目的として、田原市の都市計画の基本方針等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、検討結果を市長に提言する。

- (1) 都市計画の基本方針等に関する事項
- (2) 都市計画基礎調査結果を踏まえた評価及び分析に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 行政関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本方針等を提言する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、第2条に掲げる事項の専門的調査及び内容等の検討を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、第3条第2項に掲げる者の中から委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に座長を置き、座長は学識経験者である者のうちから委員長が指名する。

4 座長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を委員会に報告する。

(関係者の出席)

第8条 委員会及び専門部会(以下「委員会等」という。)は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年 7月10日から施行する。

## □田原市の都市計画の基本方針等検討委員会(第3条関係)

H27.3 現在

### ■検討委員

学識経験者	○浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	都市計画、地域計画
	生田 京子	名城大学 理工学部 建築学科 准教授	建築計画、建築設計
	◎海道 清信	名城大学 都市情報学部 都市情報学科 教授	都市計画、まちづくり
	高取 千佳	名古屋大学 大学院環境学研究科 助教	都市計画、建築計画
	松尾 幸二郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 助教	交通工学、土木計画学
	護 雅史	名古屋大学 減災連携研究センター 社会連携部門 特任教授	耐震構造、地震工学、地震防災

※名簿は50音順で作成

◎：委員長、○：職務代理者

### ■オブザーバー

行政機関	横山 甲太郎	愛知県 建設部 都市計画課長
	大谷 光司	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監
	太田 次男	田原市 都市建設部長

## □専門部会(テーマ1・土地利用) (第7条関係)

H27.3 現在

### ■検討委員

学識経験者	◎浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授
	生田 京子	名城大学 理工学部 建築学科 准教授
	護 雅史	名古屋大学 減災連携研究センター 社会連携部門 特任教授

※名簿は50音順で作成

◎：座長

### ■オブザーバー

行政機関	朝田 堅次	愛知県 建設部 都市計画課 企画調査グループ 主査
	柴田 知之	愛知県 東三河建設事務所 総務課 企画・防災グループ 課長補佐
	河辺 俊和	田原市 商工観光課 主幹
	森下 錬	田原市 消防本部 防災対策課長



## □専門部会(テーマ2・都市施設) (第7条関係)

H27.3 現在

### ■検討委員

学識経験者	◎浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授
	高取 千佳	名古屋大学 大学院環境学研究科 助教
	松尾 幸二郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 助教

※名簿は50音順で作成

◎：座長

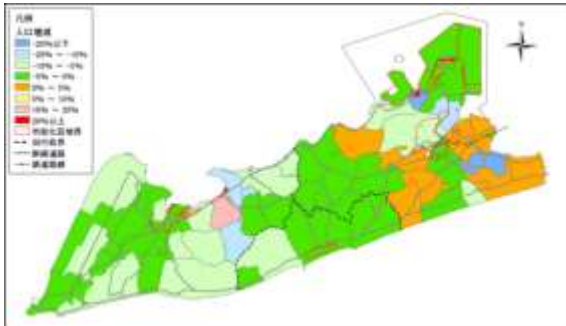
### ■オブザーバー

行政機関	朝田 堅次	愛知県 建設部 都市計画課 企画調査グループ 主査
	菅沼 通之	愛知県 東三河建設事務所 道路整備課 事業第二グループ
	渥美 昌彦	田原市 都市建設部 建設監
	森下 錬	田原市 消防本部 防災対策課長

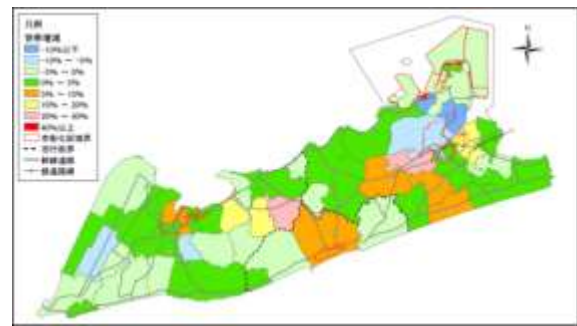
## □データ集

### ■人口・世帯数の推移（原典資料：国勢調査）

- ・人口が増加しているのは、田原市街化区域周辺と介護老人保健施設が立地している地区で、その他の地区では人口減少が進んでいます。
- ・世帯数についても、約半分の地区で減少傾向となっています。

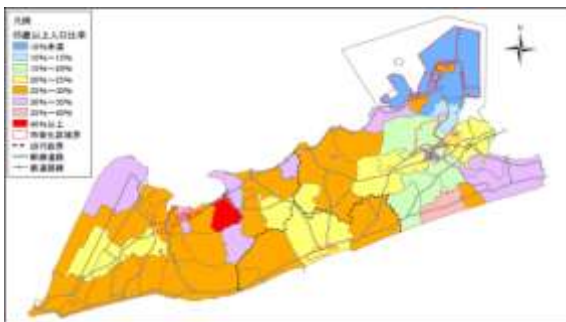


■人口増減比率(H22年人口/H17年人口)

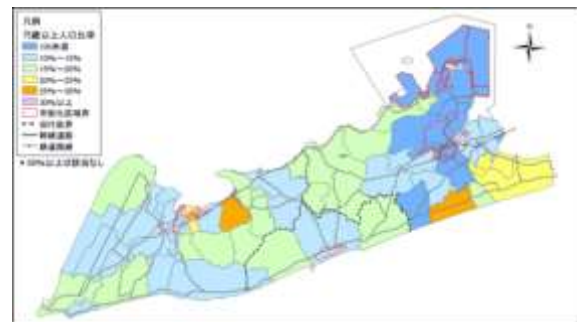


■世帯数増減比率(H22年世帯数/H17年世帯数)

- ・渥美区域、赤羽根区域、田原区域の西部・南部では、65歳以上の人口比率が25%を超える地区がほとんどです。
- ・75歳以上の人口比率が25%を超える地区はほとんど見られません。



■65歳以上人口比率(H22年)



■75歳以上人口比率(H22年)

## ■校区別人口推計

- ・実績値で人口増加しているのは、田原南部と田原東部の2校区のみです。
- ・田原南部の大きな伸びは住宅地開発によるもので、その後減少に転じています。田原東部は平成47年時点でも現状より増加しています。童浦はリーマンショックの影響で実績では人口の伸びはみられませんが、将来推計では唯一平成47年まで人口が伸びると想定される校区です。
- ・一方、田原西部で減少が大きく、平成47年には平成26年人口より30%以上減少する校区もみられます。

実績(H21~H26)



実績(H26~H37)



実績(H26~H47)



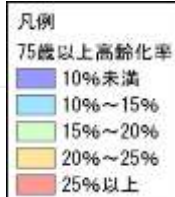
## ■75歳以上高齢化率の推計

- ・実績では、20%を超える校区はありませんが、平成37年には5つの校区で20%を超えます。平成47年には6つの校区が25%を超え、4人に1人が75歳以上の高齢者となります。
- ・一方、平成47年でも相対的に率が低いのは田原市街地周辺で、特に童浦校区は12.5%と最低値となっています。

実績(H26)



実績(H37)



実績(H47)



## ■校區別世帯数の推計

- ・実績値で世帯数が減少しているのは、伊良湖周辺の3校区と衣笠と童浦です。童浦は、推計で世帯数の伸びが想定される校区です。実績で増加率が一番高いのは田原南部ですが、これは住宅地開発による特殊要因です。
- ・将来推計では、田原東部と童浦の伸びが高くなっています。一方、減少は田原西部で大きく、平成47年には平成26年世帯数より25%以上減少する校区もみられます。

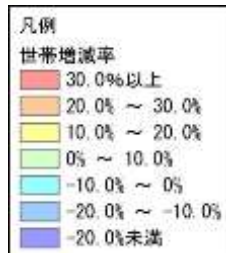
実績(H21~H26)



実績(H26~H37)



実績(H26~H47)



## ■75歳以上の世帯主比率

・実績値で世帯比率が20%を超える校区はありません。平成37年推計では、20%を超えるのは2校区で、平成47年には8校区となると想定されます。

実績(H21~H26)



実績(H26~H37)



実績(H26~H47)



凡例  
75歳以上が世帯主の世帯比率  
■ 10%未満  
■ 10%~20%  
■ 20%~30%  
■ 30%以上

## ■土地利用

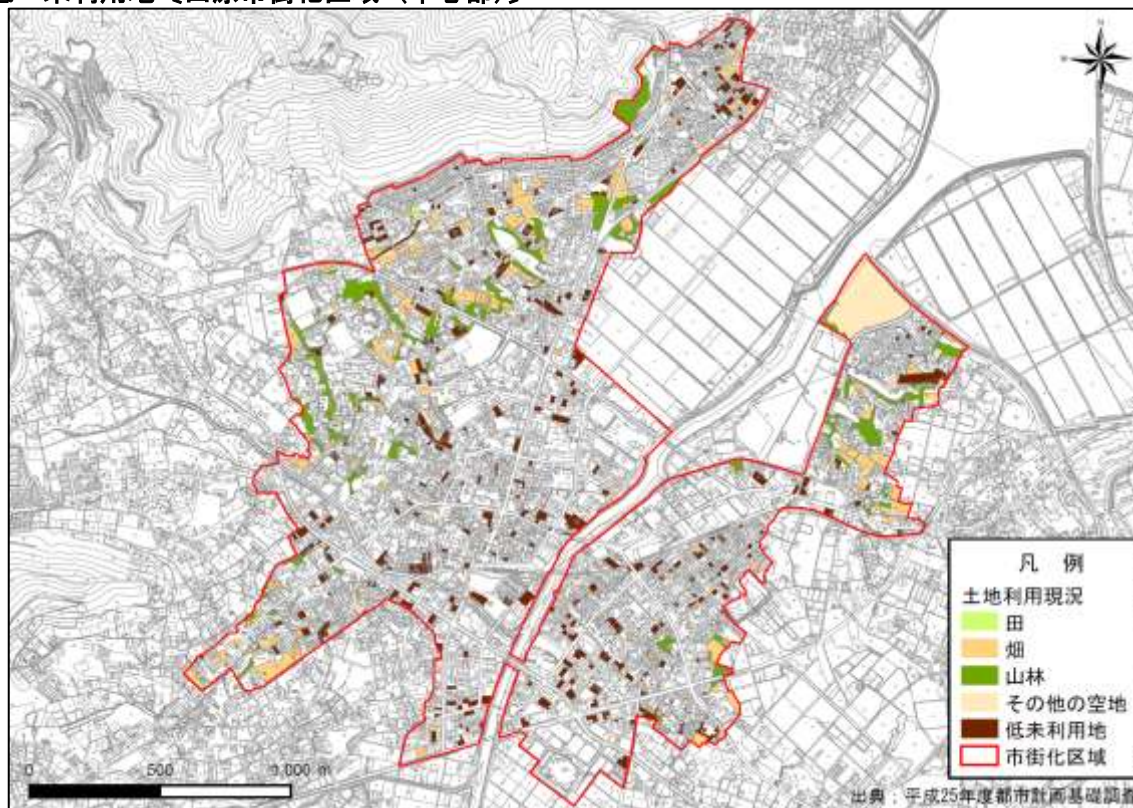
- ・市街化区域内低・未利用地は、市街化区域の面積に対して 25.5%と約 4 分の 1 を占めています。内訳は、低未利用地が 13.9%で半分以上を占め、その他の空地が 6.2%と高くなっています。
- ・農地、山林の比率は低い状態ですが、赤羽根、福江市街地では畑の占める比率が約 13%と高く市街地の中に多くの農地が残されています。
- ・田原市街化区域(中心部)は、市街地全体に畑、山林、低未利用地が散在しており、比率で 15.6%と高い率となっています。

### ■市街化区域内低・未利用地一覧(%は市街化区域面積に対する比率)

	田	畑	山林	その他の空地	小計	低未利用地	合計
田原市街化区域 (中心部)	0.14	18.30	14.80	5.73	38.97	18.63	57.60
	0.0%	5.0%	4.0%	1.6%	10.6%	5.0%	15.6%
田原市街化区域 (臨海部)	0.00	1.97	27.43	99.27	128.67	211.90	340.57
	0.0%	0.1%	2.4%	8.7%	11.3%	18.6%	29.9%
赤羽根 市街化区域	0.00	9.05	2.59	0.15	11.79	1.32	13.11
	0.0%	12.4%	3.5%	0.2%	16.1%	1.8%	17.9%
福江 市街化区域	0.79	16.94	1.31	0.47	19.51	5.89	25.40
	0.6%	12.7%	1.0%	0.4%	14.7%	4.4%	19.1%
合計	0.93	46.26	46.13	105.62	198.94	237.74	436.68
	0.1%	2.7%	2.7%	6.2%	11.6%	13.9%	25.5%

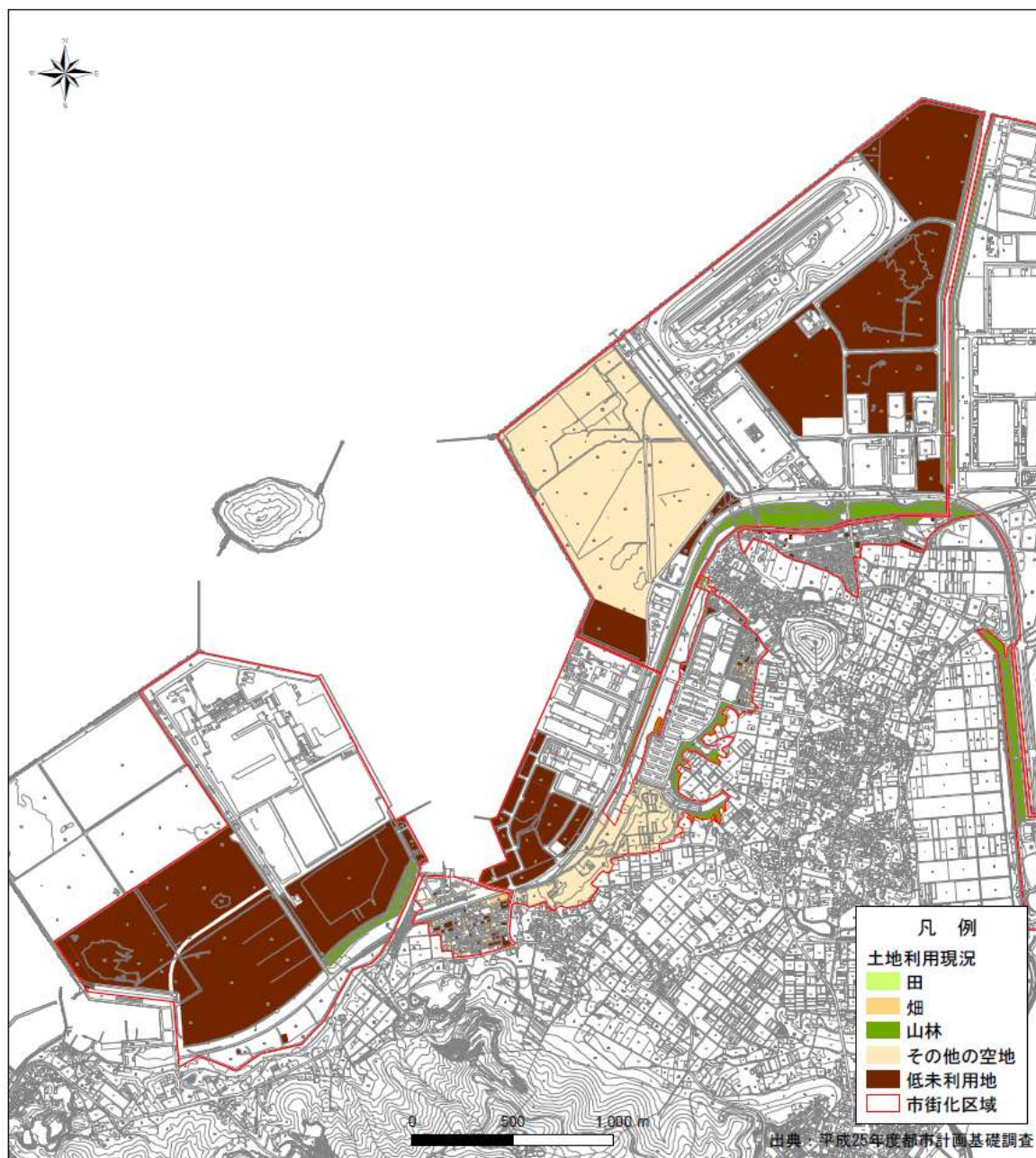
(出典：平成 25 年度都市計画基礎調査、単位：ha)

### ■低・未利用地〔田原市街化区域(中心部)〕



- ・田原市街化区域(臨海部)は、低未利用地が約 212ha(市街化区域面積の 18.6%)と広大です。これは、ほとんどが工業用地として利用を図る予定地で、企業誘致の促進により解消が求められます。
- ・現在、工場用地としてすぐにでも活用できる用地は約 50ha あり、現在、埋め立てが行われている用地が約 80ha あります。

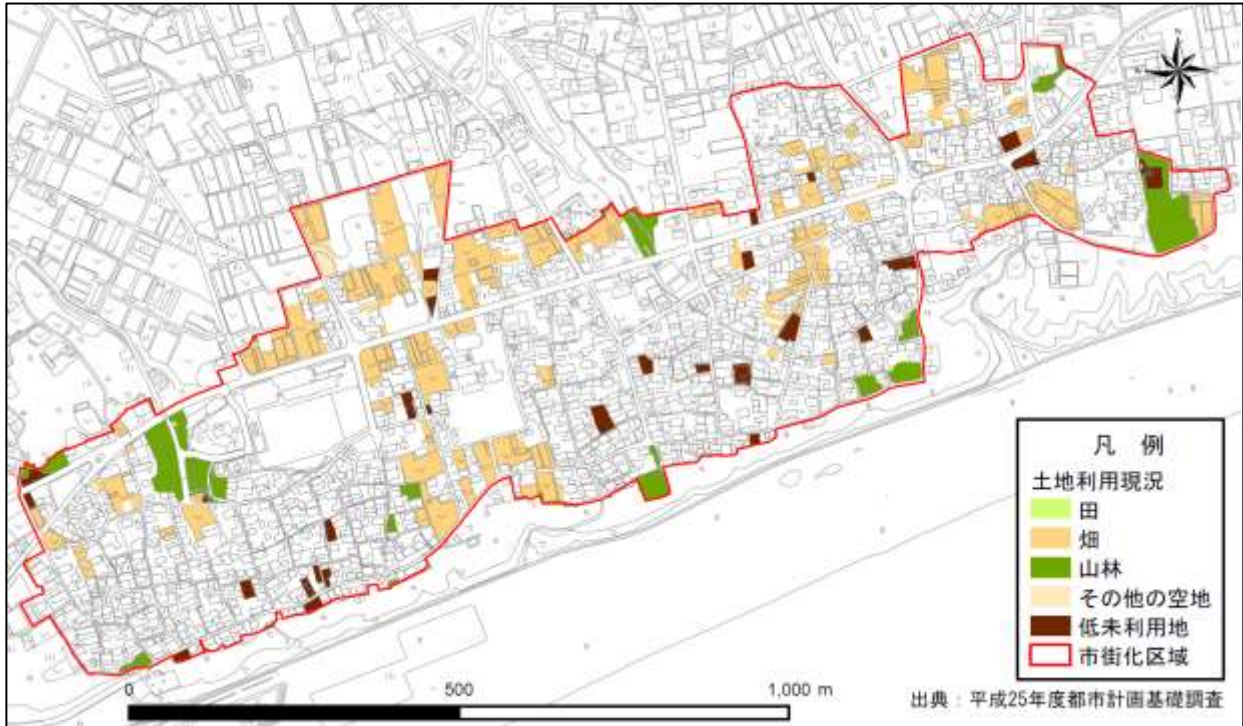
### ■低・未利用地〔田原市街化区域（臨海部）〕



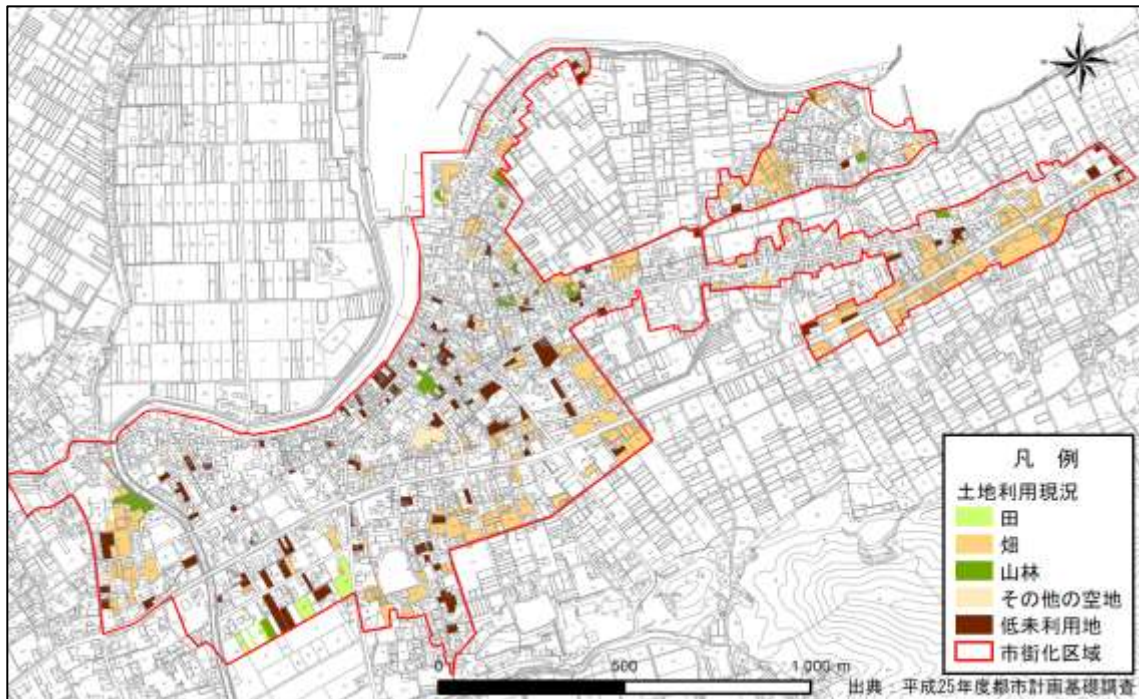


・赤羽根、福江の低・未利用地は、農地（畑）が多く、市街化区域の外郭部に分散しています。

### ■低・未利用地〔赤羽根市街化区域〕

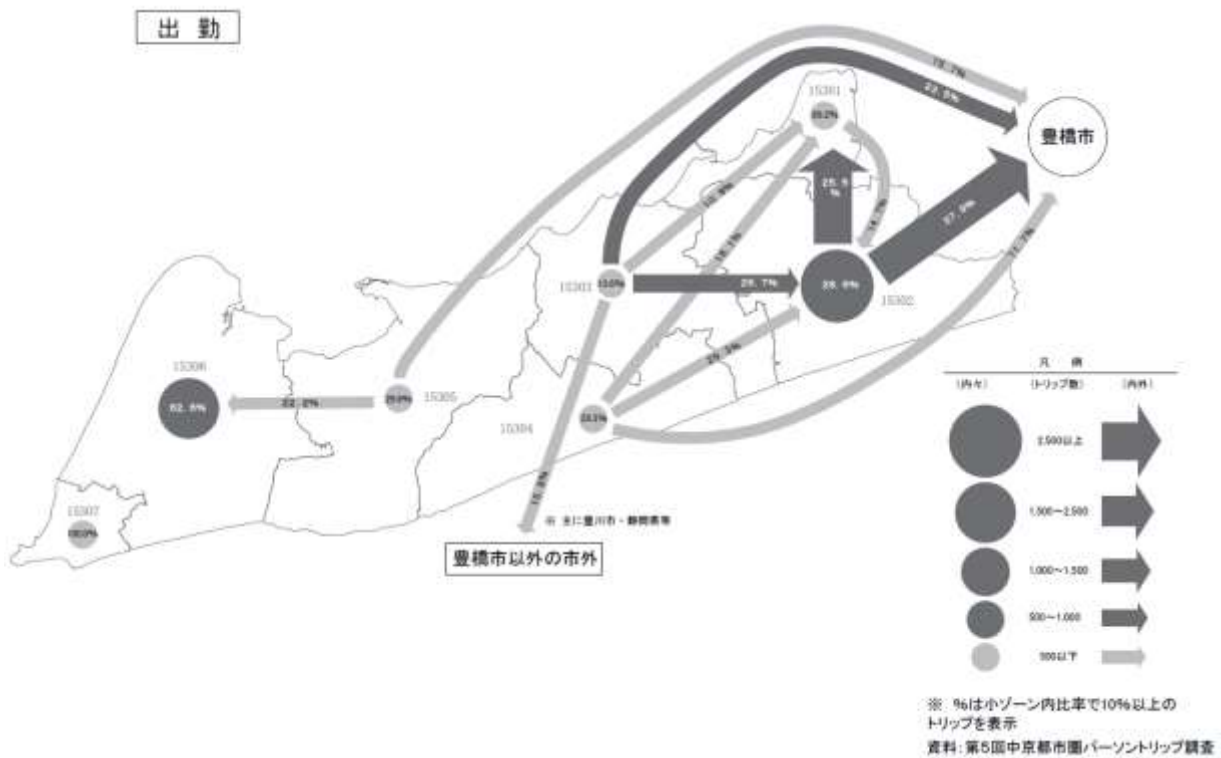


### ■低・未利用地〔福江市街化区域〕

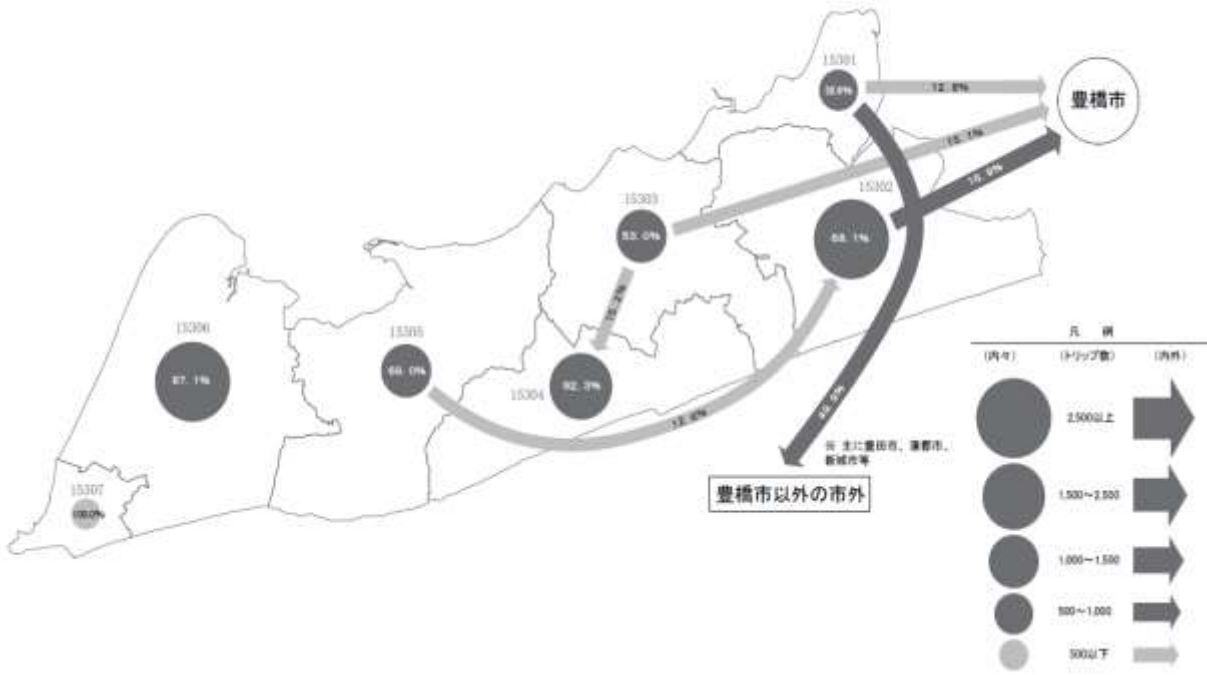


## ■パーソントリップ

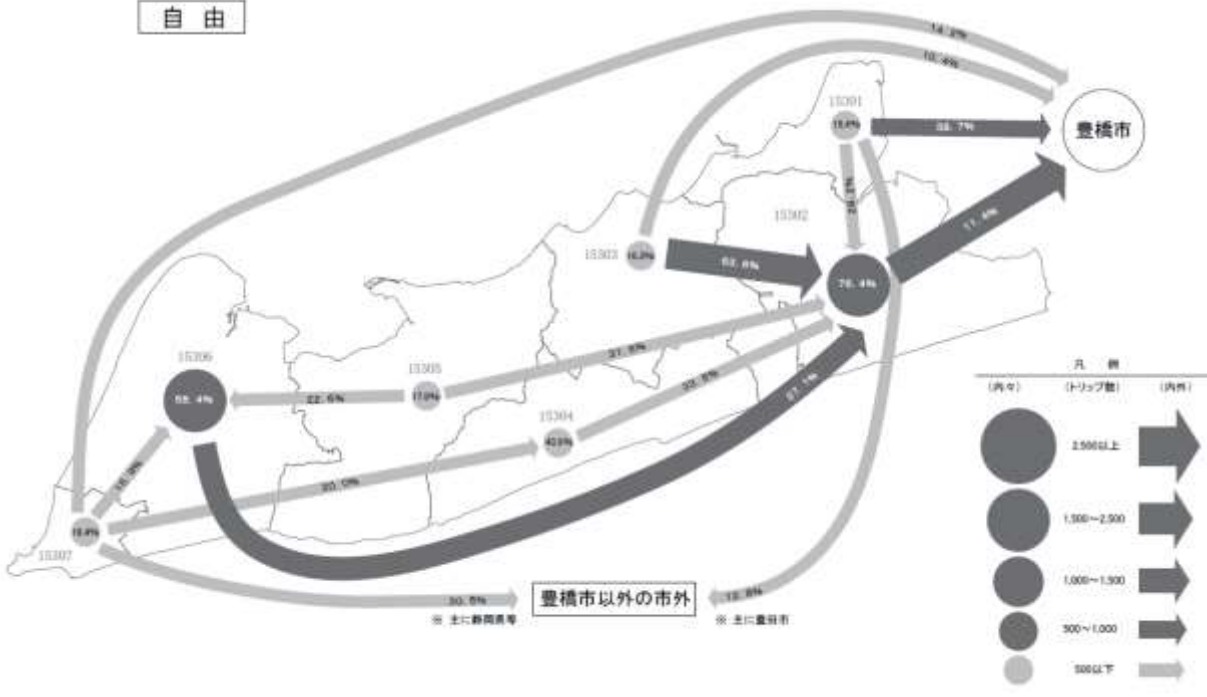
- ・出勤・業務・自由・買い物・通院・娯楽の目的別のトリップは、以下の図に示すとおりです。
- ・特に、出勤では田原中心部から田原臨海部や豊橋市へのトリップが多くを占めています。
- ・買い物について、田原中心部や福江では大半が内部でまかなわれていますが、田原臨海部ではほとんどが豊橋市に依存し、その他の地域では田原中心部か福江に依存する傾向が見られます。
- ・通院については、ほとんどが渥美病院のある田原中心部に依存しています。



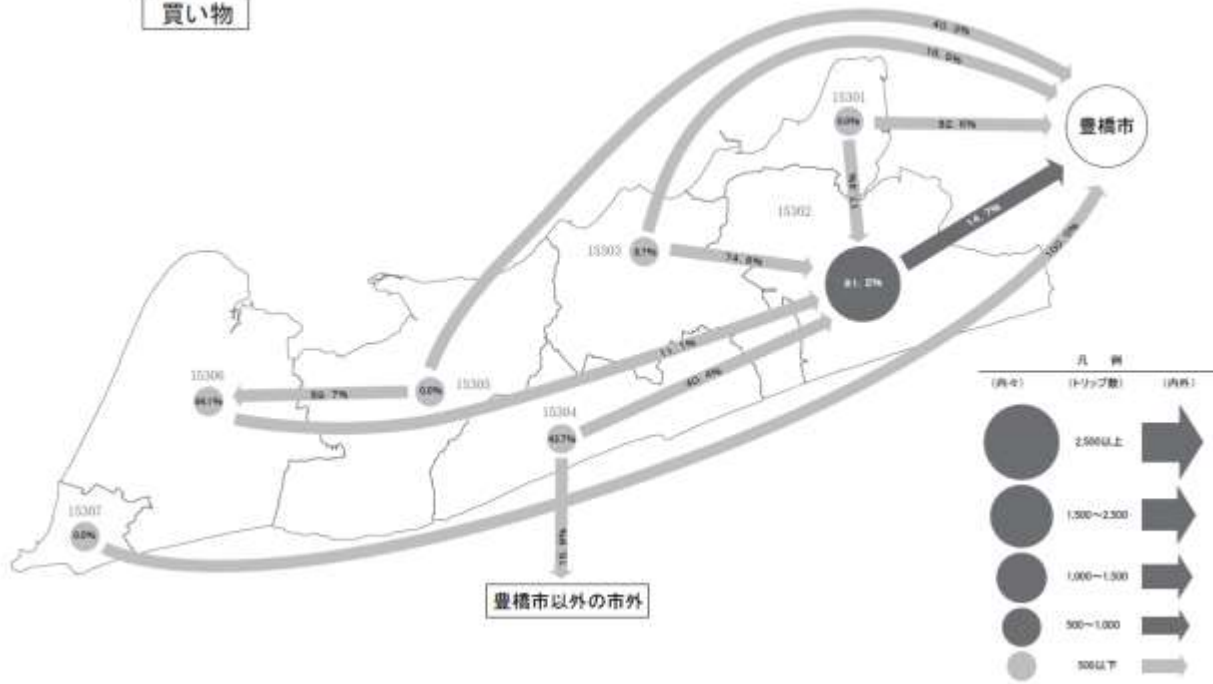
業務



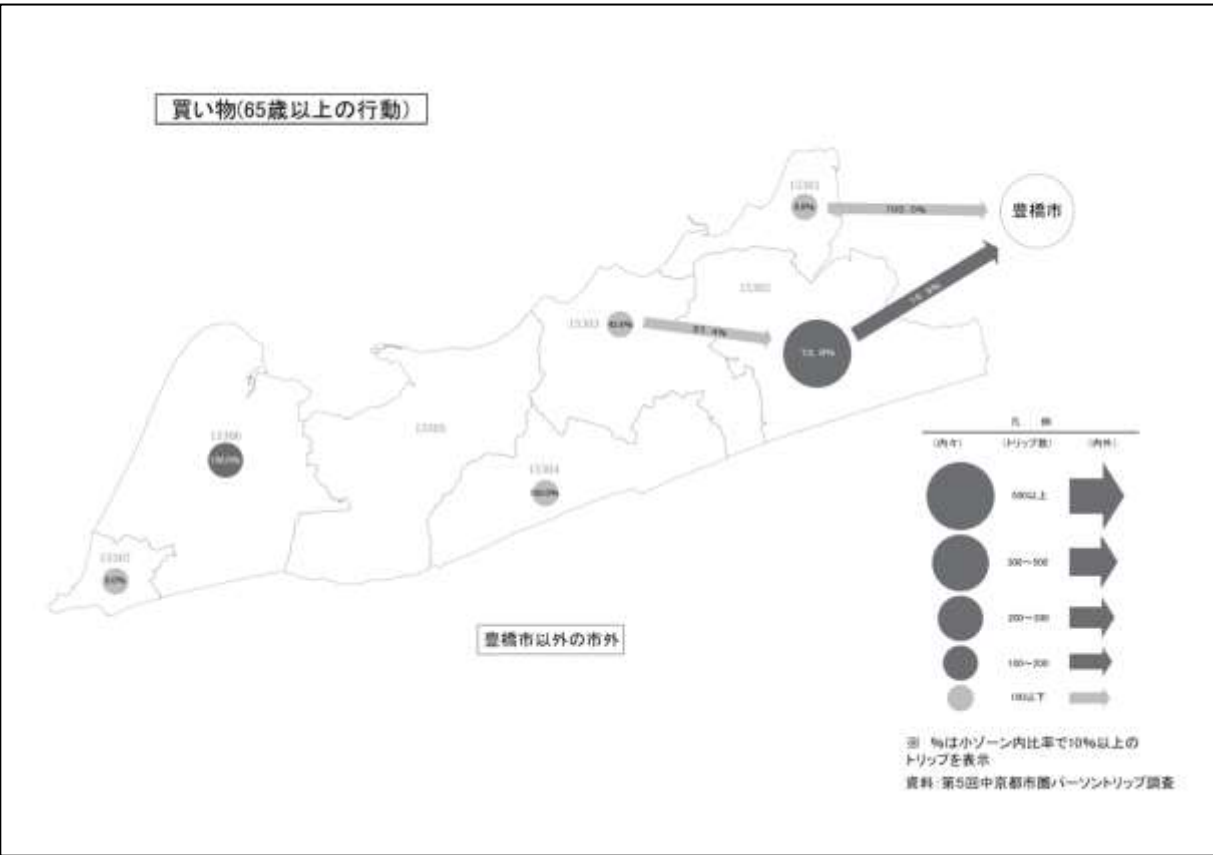
自由

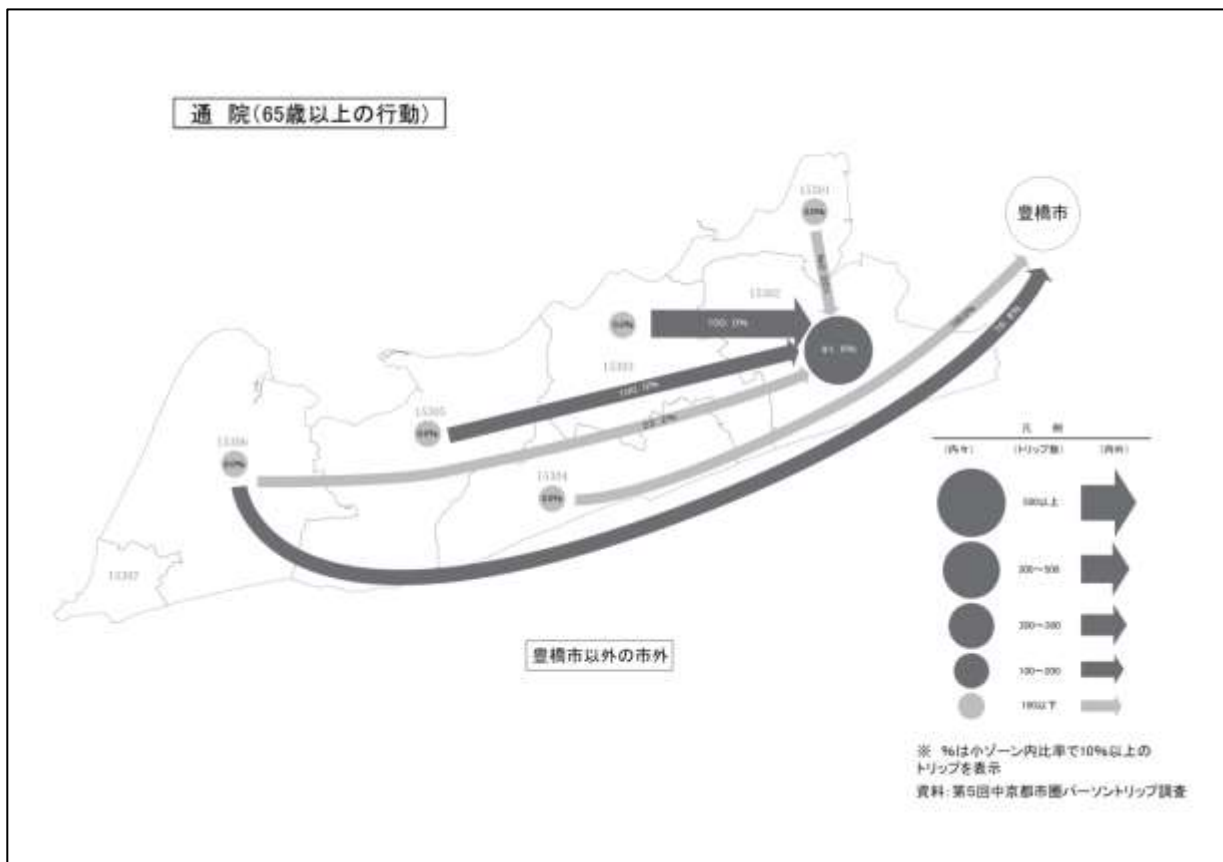
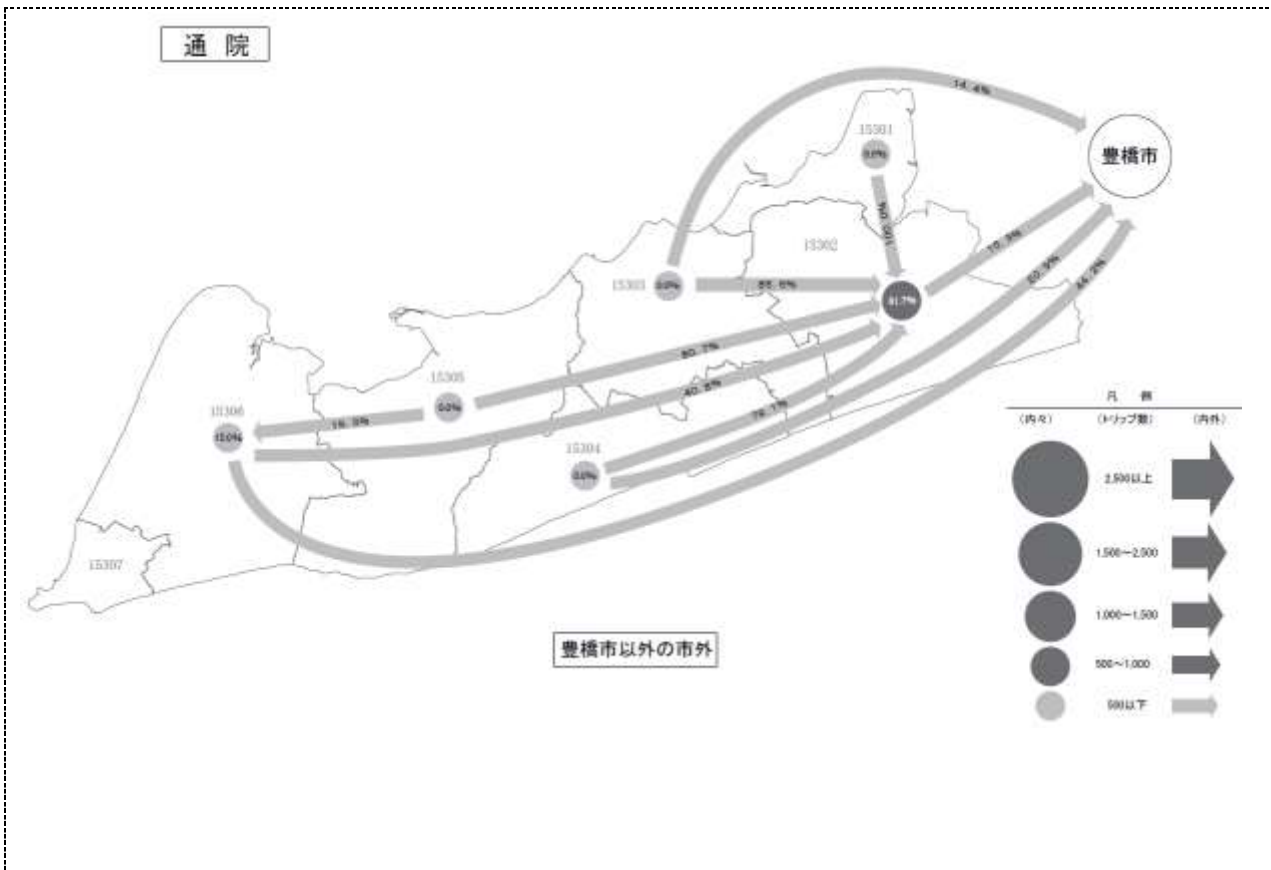


買い物

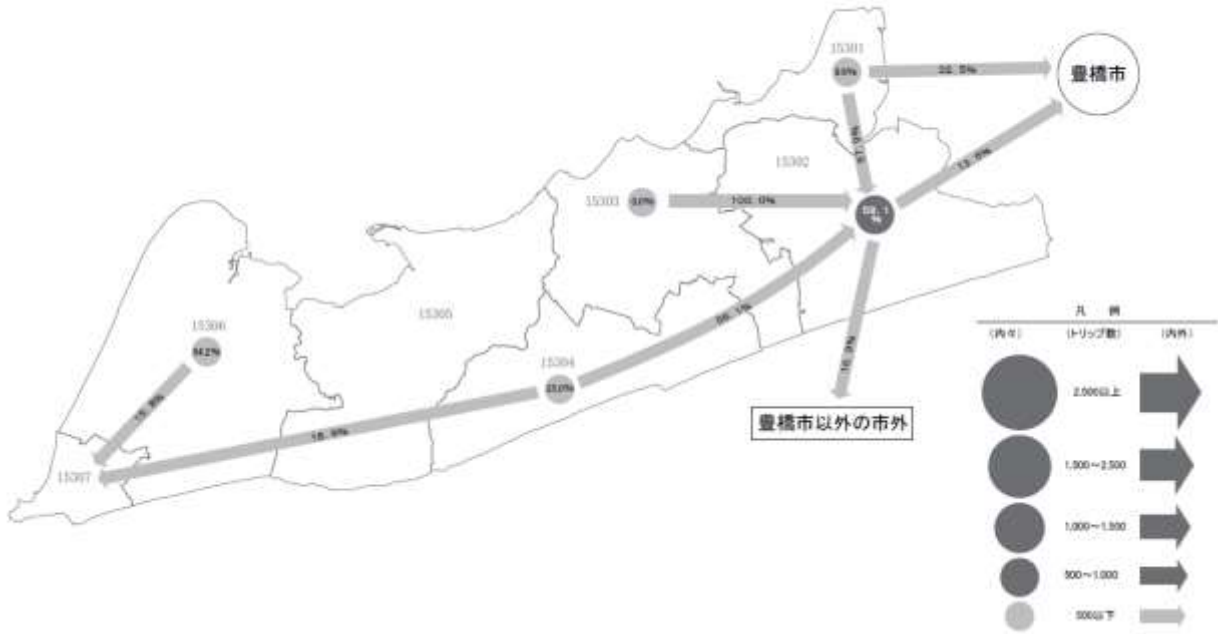


買い物(65歳以上の行動)

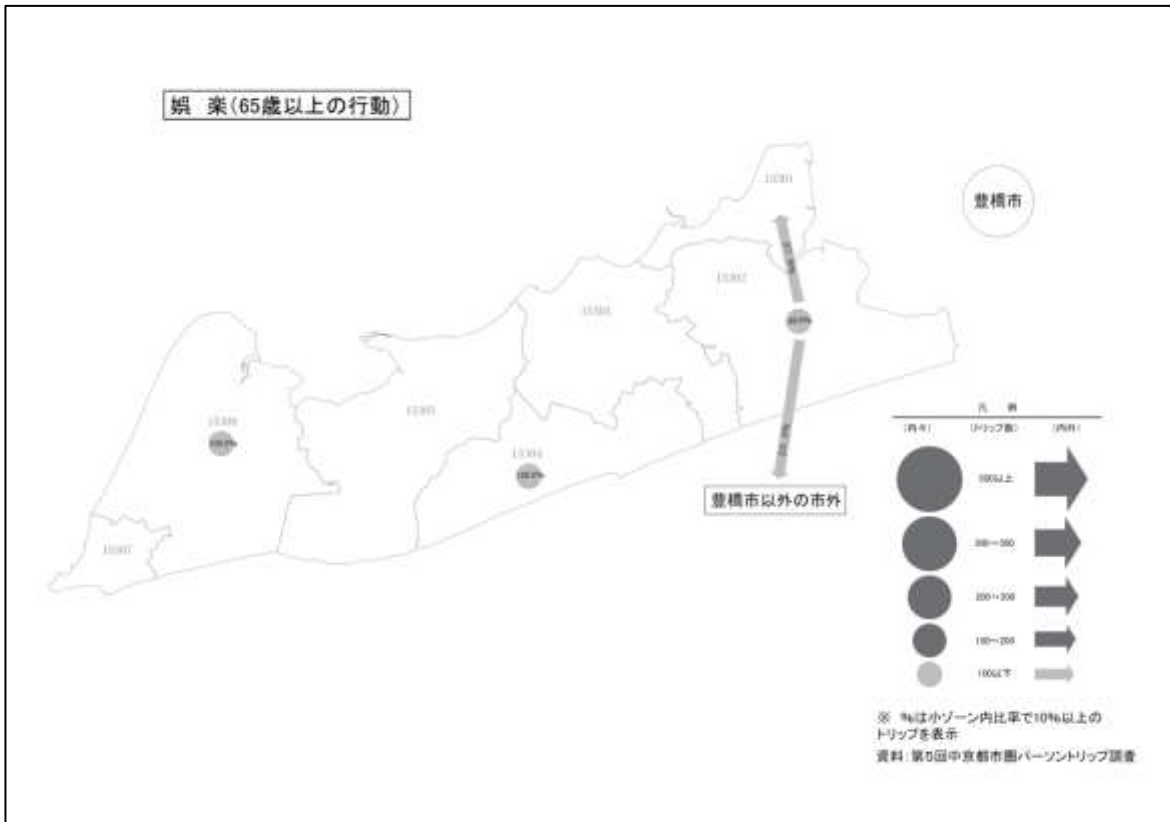




娯楽



娯楽(65歳以上の行動)



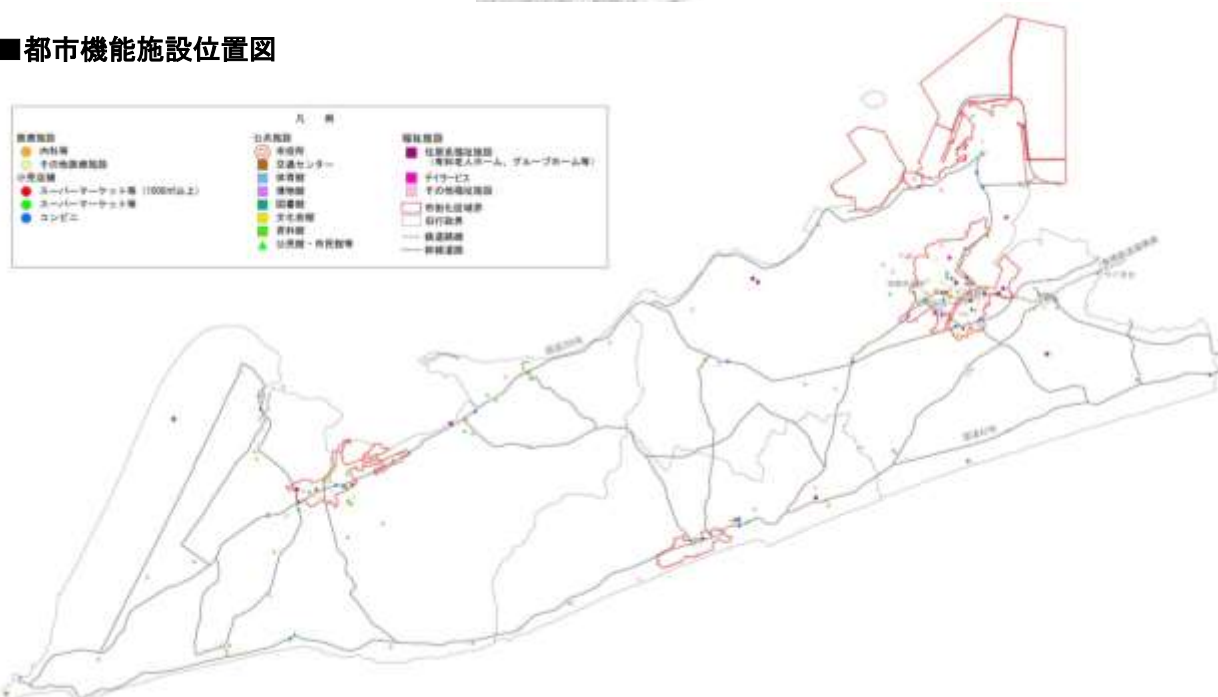
## ■都市施設

- ・都市計画道路は旧田原町のみで計画され、市街化区域内は概ね整備済となっていますが、市街化調整区域では未整備路線が多く残されています。
- ・都市機能施設は、田原中心市街地に多く集積するほか、福江市街地にも一定の集積が見られます。

## ■都市計画道路網図

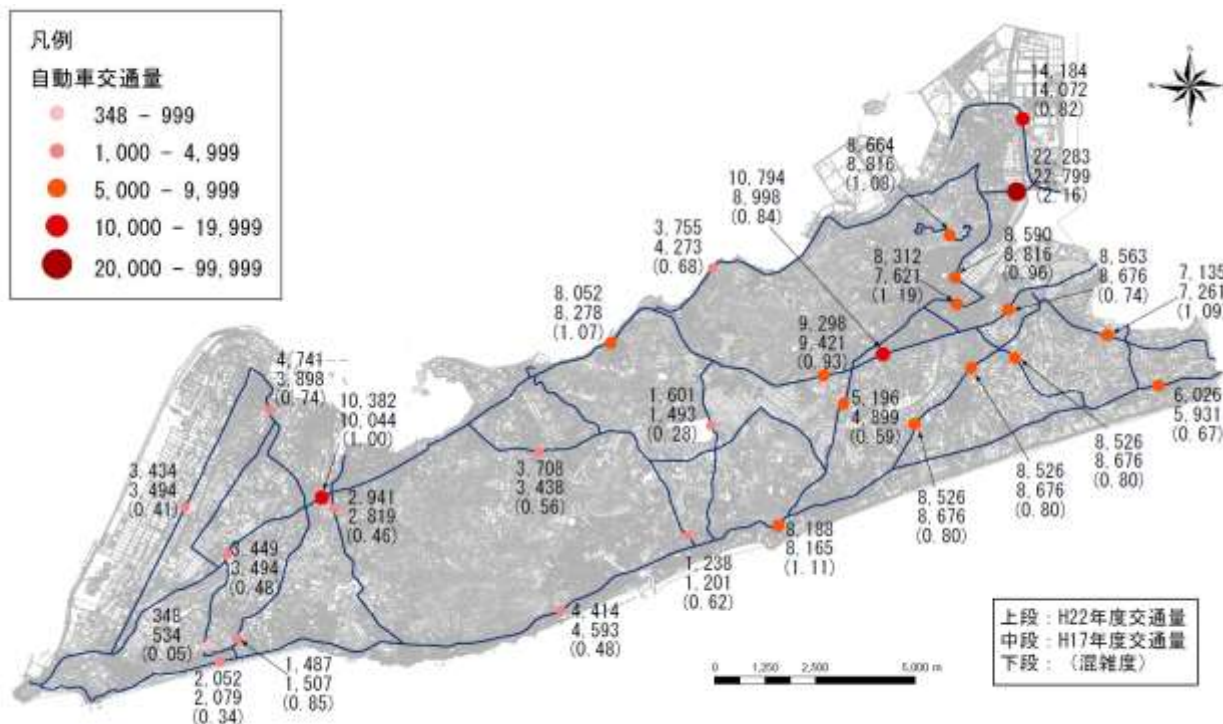


## ■都市機能施設位置図



### ■自動車交通量の状況（H17、H22 道路交通センサス）

- ・自動車交通量は、主要地方道豊橋渥美線の交通量が最も多く、2万台を超える箇所があり、ついで国道259号が多く1万台を超えています。
- ・混雑度は主要地方道豊橋渥美線の一部区間で2を超えており、国道2路線も行楽時は混雑しています。



### ■救急現場から病院到達時間（平成25年度）

区域／分	20未満	20～40未満	40～60未満	60～80未満	80～100未満	100～120未満	120以上	計
田原	849	127	3	1	0	1	0	981
赤羽根	307	48	6	0	0	0	0	361
渥美	153	555	88	0	0	0	0	796
計	1309	730	97	1	0	1	0	2138

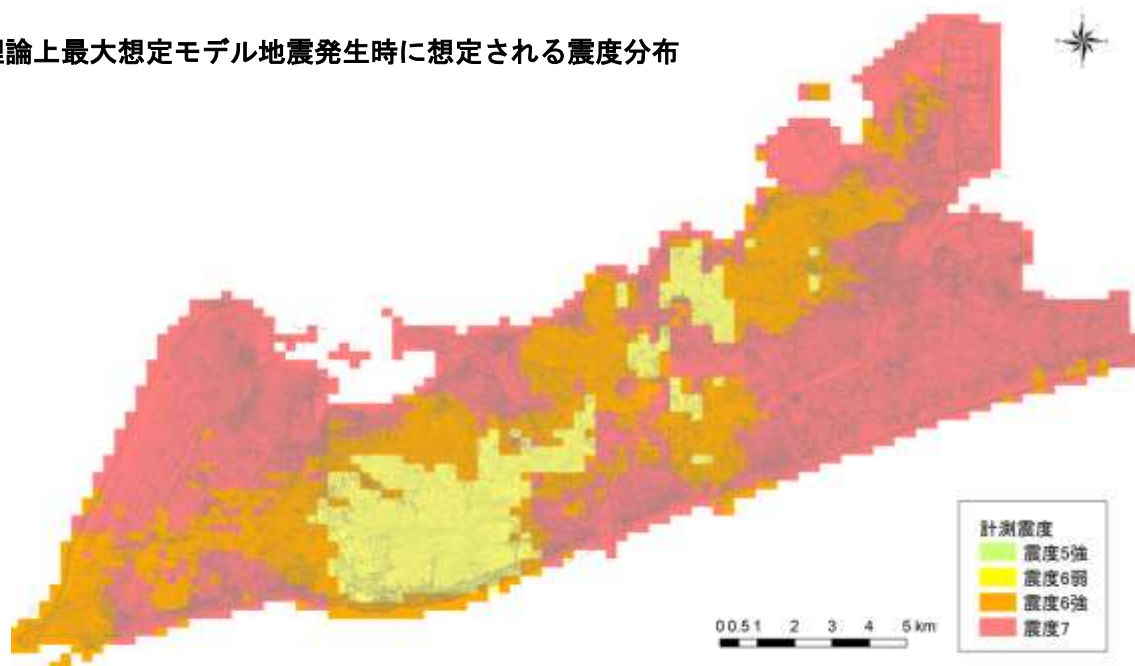
（資料：田原市消防本部、単位：件）



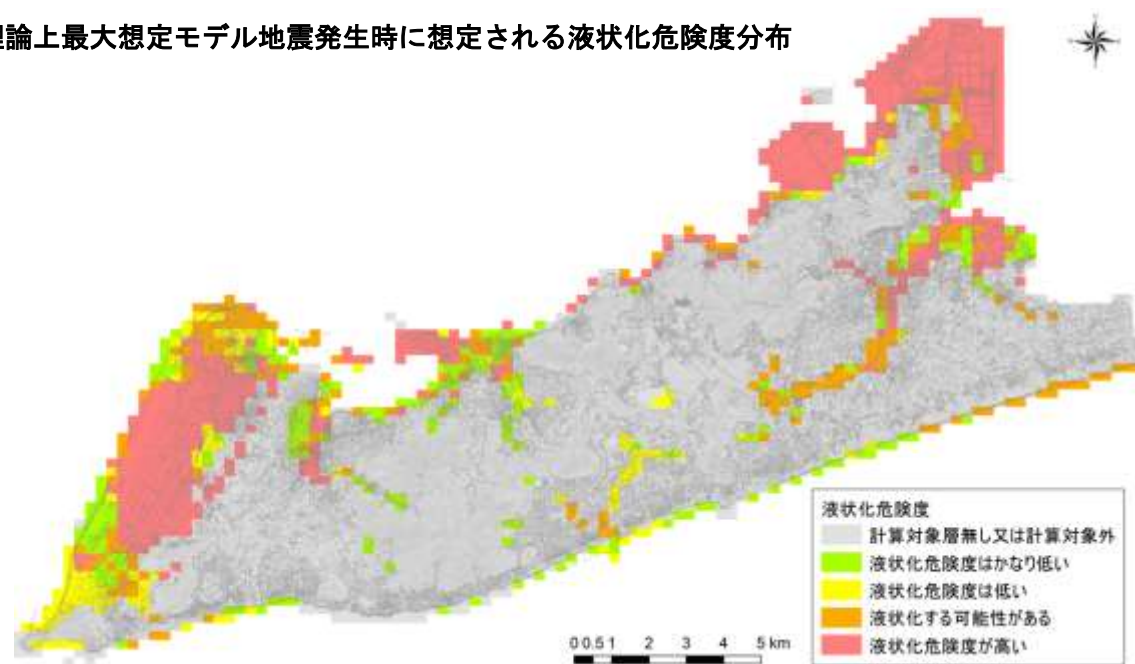
## ■地震・津波災害

- ・「平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」(平成 26 年 5 月)における、理論上最大想定モデルで想定される本市の震度は最大 7 であり、6 弱以上と想定されています。
- ・上記と同様に想定される液状化の危険度は、埋立地及び河川沿いの低地等で危険度が高くなっています。

### ■理論上最大想定モデル地震発生時に想定される震度分布



### ■理論上最大想定モデル地震発生時に想定される液状化危険度分布



※「陸側ケース」と「東側ケース」の最大値を重ね合わせたもので 250mメッシュごとに算出したもの

## ■都市構造の評価分析

- ・グラフは「都市構造の評価に関するハンドブック」(平成 26 年 8 月:国土交通省都市局都市計画課)をもとに、田原市、及び隣接の豊橋市、市街化調整区域の人口割合が田原市に近似する稲沢市の 3 市について、主な評価指標の偏差値を比較したもの(全国平均=50)です。
- ・田原市では、市民 1 人当たり税収額や財政力指数、従業員 1 人当たりの第三次産業売上高といった経済的な指標において全国平均を大きく上回る一方、生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(医療、福祉、商業とも)や、徒歩・自転車の機関分担率、買い物への移動手段における徒歩の割合などといった生活利便性や健康・福祉に関する指標は全国的に見て非常に低い状況にあります。

## ■主要評価指標の偏差値レーダーチャート

